

平成30年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成30年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成30年6月11日（月） 午前9時00分 開会

についてPART2

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 29 年度中川村一般会計補正予算（第 6 号）〕
日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 29 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）〕
日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 29 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）〕
日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 29 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）〕
日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 29 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）〕
日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 29 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）〕
日程第 12 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 29 年度中川村水道事業会計補正予算（第 4 号）〕
日程第 13 議案第 1 号 中川村児童クラブに関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14 議案第 2 号 村道路線の認定について
日程第 15 議案第 3 号 平成 30 年度中川村一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 16 議案第 4 号 平成 30 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 17 議案第 5 号 平成 30 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 18 議案第 6 号 平成 30 年度中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 19 一 般 質 問

- 7 番 小 池 厚
（1）行政の指導性について
（2）役場窓口の対応について
8 番 村 田 豊
（1）交流センターの設置は実現するか
（2）議会活動の情報を動画で住民提供を
（3）農産物加工施設の活用をどう進めるか
6 番 柳 生 仁
（1）食について
（2）ふるさと納税について
（3）生活保護について

- 5 番 中 塚 礼次郎
（1）歴史民俗資料館・周辺施設整備と資料館保存資料の整備について
（2）牧ヶ原集会所建設について

- 2 番 松 澤 文 昭
（1）議会からの政策提言「中川村の人口減少に関する提言」に関する村の今後の方針

出席議員（10名）

- 1番 高橋 昭夫
- 2番 飯島 寛
- 3番 松澤 文昭
- 4番 鈴木 絹子
- 5番 中塚 礼次郎
- 6番 柳生 仁
- 7番 小池 厚
- 8番 大原 孝芳
- 9番 村田 豊
- 10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 村長 | 宮下 健彦 | 副村長 | 富永 和夫 |
| 教育長 | 下平 達朗 | 総務課長 | 中平 仁司 |
| 会計管理者 | 半崎 節子 | 住民税務課長 | 村澤 ゆかり |
| 保健福祉課長 | 菅沼 元臣 | 振興課長 | 松村 恵介 |
| 建設水道課長 | 小林 好彦 | 教育次長 | 松澤 広志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井原 伸子
書 記 座光寺 てるこ

平成30年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成30年6月11日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年6月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
- 村長 改めまして、おはようございます。(一同「おはようございます」)
中川村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、講師にわたりご多用のところご参集賜り、まことにありがとうございます。
例年より7日～10日ほど気候が前に進む、そのままに新緑の季節からたちまち緑が一層濃さを増し、水田には水が張られ、田植えが終了したかと思う間もないうちに、かつて一大産地の一端をなしておりました竜峡小梅の収穫も5月の末までにはほぼ終了するなど、陽気は非常に進んでおります。既に梅雨入りをした模様で、そして、これから夏本番へと進もうとしております。
5月24日25日の2日間にかけて全国治水砂防協会通常総会と全国治水促進同盟会連合会総会出席のため東京都に出張をまいりました。
全国治水促進期成同盟会の研修では、2004年におきました台風23号の洪水体験を兵庫県豊岡市長 中貝宗治氏から「災害時にトップがなすべきこと」として特別講演をいただきました。市長であり避難勧告等を出す災害警戒本部長としての実体験と、予想以上の速度で市街地の中心部を流れます1級河川円山川に流入する支流、この支流があふれるということで市街地への流入の防止のために本流の河川への排水のため揚水機場の排水ポンプを最大稼働をしておったようであります。そうしたところ、本河川の堤防からの越流、決壊防止のために国土交通省河川事務所からの水門閉鎖を指示をされたと、その指示をめぐっての逡巡、警戒中の消防団からの「堤防が決壊した。」と、そういう報告と「いや、まだそれは決壊、越流はしていない。」というような錯綜する報告、こういったものを受けながら非常に判断に迷ったというふうなことをいっておられました。そして、それが住民周知の放送へのおくれと、そしてこれが混乱を招いたということも言っていました。本河川堤防がいよいよ決壊をしまして濁流が市街地に流れ込んだ、そして一面水浸しと化した市街地と農地、引き水の後の大量の土砂とともに日常生活品が水を大量に含んで、ごみの山と化して、市街地ですとか——豊岡市っていうのは日本海の河口近くにある町であります。そして、湾内に山のようにそれが引き水の後残りまして、中には家畜や動物の死骸が悪臭を放つ、そ

う中からの復旧作業であったようであります。全国各地からボランティアの皆さんが復旧協力があったこと、大変ありがたかったというようなことも含めてお話がありました。まさに鬼気迫る、聞く者にとっては被災から復旧、復興までの様子を当事者のように聞くことができた貴重な体験でございます。

思い返しますに、4月11日未明に宮崎県中津市耶馬溪町で雨も降っていないのに大規模の土砂崩落がありまして6人の方が一瞬にして崩れ落ちた大量の土砂と岩塊の下になりなくなるという大惨事、自然災害が発生をいたしました。当耶馬溪町は、土砂災害警戒区域に一年間地域として指定された、そういう地域であるとのことでもあります。

村でも、土砂災害警戒区域、天竜川の出水時の浸水想定区域等を航空写真の中に落とし込んだ防災ハザードマップを新規改訂いたしまして、村民の各戸、学校、保育園などの公共施設を初め指定避難施設、高齢者福祉施設等に配布をいたしました。雨が降り続いたり、あるいはゲリラ豪雨と言われるような集中的に雨が降るときばかりでなく、地盤の緩みや気づかないうちに地下水の流れの変化などによって土砂崩落、地滑りがいつ起こるとも限らず、災害を未然に防ぐ手立てとして行政の早目の警戒準備情報、避難勧告、避難指示は空振りに終わっても行うこと、あわせまして住民皆さんみずからが、自分の身は自分で守ると、あるいは地域で守るということを習慣づけによってつくることの大切さを講演で感じた次第であります。

梅雨を迎え、気を引き締めて警戒と、いざというときの冷静な対処をシミュレーションの繰り返しの中で、マニュアルの確認など、これから進めてまいりたいと、このように考えております。

さて、本議会でご審議をいただきますのは、平成29年度の村一般会計の繰り越しとなりました事業の繰越明許費繰越計算書ほか3件の報告をさせていただきます。専決処分報告が9件。議案につきましては、条例の一部改正1件、村道の路線認定議案が1件及び平成30年度一般会計、特別会計の補正予算案4議案の合計6議案と、水道給水人口の変更に伴います、これは長野県の認可を待って行うわけでありますけれども、水道事業の設置等に関する条例の改正が1件、そして、農業委員会法が公選制から市町村長任命制に変わり、長野県では最後となります当村の農業委員を任命しますのに議会のご同意を賜る議案1件の8議案をご審議をいただきます。

何とぞ慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます、議会開会のごあいさついたします。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により8番 大原孝芳議員及び9番 村田豊議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日6月11日から15日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第1号から承認第9号までの承認案件につきまして上程、提案理由の説明から採決までをお願いいたします。

続いて、議案第1号の条例案件、議案第3号の道路の認定、議案第4号から第7号の補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いいたします。

12日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

13日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いいたします。

14日は議案調査といたします。

最終日の15日は午後2時から本会議をお願いし、議案第7号の条例案件、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書などの発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、人事案件が追加予定されておりますが、追加議案につきましては当日の日程でお知らせをし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

議会全員協議会につきましては、12日の一般質問終了後及び15日、最終日の本会議閉会後に行っていただく予定です。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノーネクタイとしますので、ご承知おきください。

以上、今定例会の会及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長

ただいま議会運営委員長から報告がありました。

議案第3号、道路の認定は第2号に変更をお願いいたします。

また、議案第3号から第7号は第6号の補正につきましてということで訂正をお願いしたいと思います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から6月15日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手ものに配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る3月定例会において可決された核兵器禁止条約締結国への参加と批准を

求める意見書、主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書については、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号から報告第3号について説明を求めます。

なお、報告第2号の中川村土地開発公社の経営状況については、後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

まず報告第1号の説明を求めます。

次に報告第2号の説明を求めます。

次に報告第3号の説明を求めます。

○総務課長 報告第1号 平成29年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

平成29年度中川村一般会計補正予算(第6号)に定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

裏面、繰越明許費繰越計算書をごらんください。

2款 総務費、防災対策事業は、指定避難所であります基幹集落センターにエアコン等を整備するもので、3月の第5号補正に計上し、設計は完了いたしました。電源設備、キュービクルの改修に必要な機材の調達に時間を要したことにより、管理業務と工事費の881万3,600円を30年度に繰り越しました。

8款 土木費、村道新設改良事業は、村単道路改良事業大草中央線と谷田黒牛線で工事内容の変更と補償処理に時間を要したことにより合計5,413万5,600円を繰り越したものです。

翌年度繰越額の合計は6,294万9,200円となります。

以上、報告いたします。

○建設水道課長 報告第2号 中川村土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定に基づき別紙のとおり土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し報告するものですが、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては、平成29年度の事業報告及び決算並びに平成30年度の事業計画及び予算について、過日、理事会におきましてご承認いただいている旨をご報告申し上げます。

詳細につきましては場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長 それでは、報告第3号 専決処分の報告について、地方自治法180条第1項の規定

により議会において指定されている事項について別紙のように専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告します。

裏面をごらんください。

専決番号第10号、平成30年5月24日専決であります。

損害賠償の額の決定及び和解について

村道沖田牧ヶ原線、中川中学校前交差点付近における公用車荷台からの落下物による衝突事故に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解したものです。

事故発生日時は平成29年12月18日、午前とありますが午後、午後1時30分ごろであります。

事故発生場所は中川村片桐、村道沖田牧ヶ原線、中川中学校前交差点付近。

相手方の住所、氏名は記載のとおりで、被害車両は軽自動車であります。

事故の概要は、公用車軽トラック荷台の廃棄用長机が交差点を左折する際に道路上に落下し、気づかずに通過した被害車両の前部が衝突、相手車両が走行不能になったものであります。

損害賠償額は17万2,025円です。

以上、報告いたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について〕

及び

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第4 承認第1号及び日程第5 承認第2号を一括議題とします。

なお、承認第1号については正誤表をお手元に配付してありますので、ご確認いただきご審議願います。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 専決第1号、中川村税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が3月末に公布され、それに伴い中川村税条例等の一部を改正する条例を3月末で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

なお、改正条例は第1条から第6条までの集合条例となっております。

例規集は第1巻1751ページからお願いいたします。

改正内容につきましては、お手元にA3横版の資料1をお配りしてありますので、条例及び新旧対照表とあわせてご覧ください。

今回の改正は、個人住民税の非課税措置の見直し、大法人の法人住民税の申告について電子申告の義務化、たばこ税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直しが主なものです。

それでは資料に沿ってご説明申し上げます。

最初に、中川村税条例等の一部を改正する条例、第1条 中川村税条例の一部改正でございます。

税条例第20条、第23条は、法律改正に合わせて所要の規定の整備を行うものでございます。

第24条は、個人村民税の障害者、未成年者、寡婦等の所得割非課税措置の所得要件を125万円から135万円への引き上げに伴う改正及び控除対象配偶者の定義変更並びに均等割非課税限度額の引き上げについての改正でございます。

第34条の2、第34条の6は、前年の合計所得が2,500万円を超える者の基礎控除額の消失、調整控除額が適用されなくなるものでございます。

第36条の2及び資料2ページの第47条の3、第47条の5は、省令の改正に伴う規定の整備でございます。

第48条は、法人村民税について大法人に係る外国関係法人の課税対象に対応するものとして計算した金額の法人税からの控除及び大法人の電子申告の義務化について規定するものでございます。

資料3ページ、第52条は、法人村民税の納期限延長の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正があった場合、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することの規定の改正でございます。

次に資料4ページからご覧ください。

第92条は法律の改正に合わせて製造たばこの区分の創設、第92条の2は第92条の創設による条項の整備でございます。

第93条の2は、加熱式たばこを製造たばことみなすことの法規定に合わせての新設でございます。

第94条は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する等の規定の整備でございます。

第95条は、たばこ税の1,000本当たりの税率の引き上げ、平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。国と地方を合わせて1本当たり1円ずつ、計3円の引き上げに伴う改正となります。

第96条、第98条は、条ずれ及び定義法を置いたことによる規定を整備するものでございます。

続いて資料7ページをごらんください。

税条例、附則の改正でございます。

附則第3条の2及び第4条は、本則の第48条、第52条の改正に伴う規定の整備でございます。

附則第5条は、法律に改正に合わせて個人村民税の所得割非課税限度額の引き上げるものでございます。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定の改正でございます。わがまち特例とは、資料11ページ、表の下の記載のとおり、地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容を市町村が自主的に判断し地方税法の定める範囲内で特例割合を決定できる仕組みが導入されたことによる特例の処置のことです。

第7項から第11項は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置についてわがまち特例を導入する規定の追加となります。

第18項は、生産性革命集中投資期間内に同意導入促進基本計画に基づき中小企業が償却資産を取得した場合、申請により3年間の固定資産税相当分をゼロに軽減するものでございます。

資料8ページをごらんください。

附則第10条の3は、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、規定を新設するなど法令の改正に合わせて改正するものでございます。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条、これらは法律の改正に合わせて規定の整備をするものでございます。

附則第17条の2は、租税特別措置法の改正に伴う条項のずれを整備するものでございます。

以上が第1条関係でございます。

続いて、資料10ページから11ページの第2条から第5条は、先ほど提案いたしました中川村税条例の一部を改正する条例となります。

第2条から第4条は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数へ換算する方法についての規定を段階的に移行するための規定の整備及びたばこ税の税率を改正するものでございます。

第5条は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数へ換算する方法が段階的な意向が最終になることに伴う関係する規定を整備するものでございます。

第6条は、平成27年条例第11号中川村税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。紙巻きたばこの3級品に関する規定、税率及び経過措置の期間について改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては平成30年4月1日となります。ただし、附則第1条各号の規定は当該各号に定める日から施行となりますので、資料右側の主な改正内容

欄にそれぞれ記載いたしました施行日をごらんください。

また、経過措置につきましては、附則第2条 村民税に関する経過措置以降をごらんいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、専決第2号、中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令が3月末に公布され、それに伴い中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月末で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

例規集は第1巻2052ページからとなります。

お手元にA3横版、資料2をお配りしてありますので、条例及び新旧対照表とあわせてごらんください。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げとそれに準ずる引き上げ、軽減判定に係る算定基礎額の引き上げでございます。

課税限度額の引き上げにつきましては、基礎課税額を54万円から58万円へ引き上げ、軽減措置による減額後の税額の上限も同様に引き上げるものでございます。

また、低所得者の負担軽減措置について、対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減の対象となる世帯は27万円から27万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯は49万円から50万円に引き上げ、軽減の対象者を拡大いたします。

第24条の2第2項は、マイナンバーによる情報連携により雇用保険受給資格証明書の提示が不用になることによる規定の整備でございます。

施行期日は平成30年4月1日となります。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず承認第1号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に承認第2号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第6 承認第3号から日程第12 承認第19号までの承認案件6件につきましては、平成29年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成29年度中川村一般会計補正予算（第6号）〕

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成29年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）〕

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成29年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕

日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）〕

日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成29年度中川村水道事業会計補正予算（第4号）〕

以上の7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、初めに承認第3号、平成20年度中川村一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、平成29年度予算の最終執行見込みにより予算の調整を行い、3月30日付で専決処分を行ったものであります。

第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ5,501万7,000円を追加し、総額を37億9,831万7,000円とするものであります。

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、第2表 繰越明許費補正により、第3条 地

方債の補正は第3表 地方債補正によるものであります。

1 ページ以降、第1表 歳入歳出補正予算に款項別の補正額及び補正後の予算額を掲載してございますので、ご確認ください。

詳細につきましては事項別明細書でご説明をいたします。

6 ページをごらんください。

第2表 繰越明許費補正であります。報告第1号でご説明をした翌年度に繰り越しとなる事業予算の追加と変更で、追加は総務費、総務管理費の防災対策事業の881万4,000円、変更は土木費、道路橋梁費、村単道路改良事業の村道2路線であります。

7 ページ、第3表 地方債補正は変更で、それぞれの事業について事業費の確定により起債限度額を変更するもので、全体で180万円の減額となります。

歳入歳出補正予算の内訳については、8 ページからの事項別明細書をごらんください。

なお、最終予算執行見込みによる調整でありますので、主なもののみ説明をさせていただきます。

初めに歳入についてご説明をいたします。

10 ページ、第1款 村税であります。これは最終調定見込みによる増額で、村民税は個人、法人、合わせて402万円、固定資産税445万円、軽自動車税60万円、村たばこ税47万4,000円、入湯税27万円で、全体で981万4,000円の増額であります。

11 ページ以降の国から交付される譲与税及び交付金であります。それぞれ額の確定による補正で、2款 地方譲与税は、地方揮発油譲与税が28万6,000円の減、自動車重量譲与税は167万8,000円の増、12 ページ、3款 利子割交付金は15万6,000円の増、13 ページ、4款 配当割交付金は134万1,000円の増、14 ページの5款 株式等譲与所得割交付金は105万9,000円の増、15 ページ、8款 自動車取得税交付金は503万2,000円の増額であります。

16 ページの12款 地方交付税であります。特別交付税の交付額の確定により3,379万8,000円の増額となり、平成29年度地方交付税の総額は17億6,732万5,000円で、平成28年度と比較すると約5,600万円ほどの減であります。

17 ページ、13款 交通安全対策特別交付金は8万5,000円の減額であります。

18 ページ、14款 分担金及び負担金であります。分担金の農林水産業費分担金は平成29年度分の最終的な事業費確定に伴う地元分担金の増額で、県営事業は農村災害対策整備事業が702万3,000円、団体営事業は農地耕作条件改善事業西原地区で27万2,000円の増であります。民生費負担金は保育料、児童クラブ利用者負担金、受託保育負担金の最終調定見込みによる補正で323万9,000円の増額であります。

19 ページから20 ページの15款 使用料及び手数料は、それぞれ最終収入見込みによる予算の調整で、全体で134万9,000円の増であります。

21 ページから22 ページの16款 国庫支出金は、それぞれの事業に係る負担金、補助、交付金の額の確定による調整で、全体では201万5,000円の減額であります。

23 ページから25 ページの17款 県支出金も同じく交付額の確定によるもので、全

体で374万1,000円の減額であります。

26 ページ、18款 財産収入は、土地建物貸付収入、基金利子、太陽光発電売電収入等で、全体で106万8,000円の増額であります。

27 ページ、22款 諸収入は、いずれも収入実績による調整で、全体で351万5,000円の減額であります。

この中で28 ページの44の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進交付金は116万5,000円の減額であります。これは、補助金申請の流れが変わり、当該交付金が県補助金に一本化されたため、24 ページの林業費補助金、野生鳥獣総合管理対策事業に振りかえられたため減額をするものであります。

また、46の土地改良施設維持管理適正化事業交付金は牧ヶ原揚水施設改修事業に係る土地改良連合会からの交付金で、事業実施年度に交付されるものであります。本事業に対する今年度分の地元負担金を交付金から相殺して交付されるという手続となったため1152万を減額するものであります。したがって、後ほどご説明をいたしますが、歳出の農地費に予算計上してありました連合会への負担金についてもあわせて減額をいたします。

30 ページの23款 村債ですが、先ほど第3表 地方債の補正でご説明をした地方債の変更に係るもので、全体で180万円の減額であります。

歳入については以上であります。

続いて歳出についてご説明をいたします。

31 ページからごらんください。

1款 議会費は、報償費、委託料の更正減で13万8,000円の減額であります。

32 ページ、2款 総務費は、総体的に執行実績による更正減であります。一般管理費は296万7,000円の減で、そのうち委託料の賠償案件等弁護士委託料50万円の減額は、昨年度相談案件がなかったため全額を減額するものであります。

33 ページの文書広報費208万2,000円の減額であります。委託料の64万8,000円の減額はCATV伝送路高度化事業に伴う電柱等の既存施設の撤去費用で、契約実績による減額であります。

33 ページ、文書広報費は208万2,000円の減額で、これは先ほど申し上げたとおりであります。

34 ページ、財産管理費は209万7,000円の減額であります。06の企画費は531万7,000円の減額であります。35 ページの2257村づくり事業は空き家改修促進事業・美しい村づくり事業補助金等の減額で130万円の減であります。

36 ページ、2275地方創生推進事業は、まち・ひと・しごと中川村総合戦略による婚姻事業と各種補助金の関係での減額であります。それぞれ交付実績による減額で、全体で312万8,000円の減額であります。

このうち3世代同居等補助金については65万2,000円の増であります。昨年度申請が多かったため増額をし & 績は全体で19軒1,065万1,000円でございます。

37 ページから 38 ページの徴税费、戸籍住民基本台帳費、監査委員会費は、それぞれ執行実績による更正減であります。

続いて 39 ページ、3 款 民生費、社会福祉費の社会福祉総務費は 967 万 5,000 円の減額であります。4410 の障がい者支援事業は 500 万円の減額で、補助金の障がい者にやさしい住宅改良促進事業 63 万円の減額は申請実績がなかったため減額するもの、扶助費は給付実績により 417 万円を減額するものであります。

同じく 40 ページの 4420 高齢者福祉費給付事業は給付実績による更正減で 97 万 6,000 円の減額であります。

4101 国民健康保険費 28 万円の減額は、国保特別会計繰出金の額の確定による減額でございます。

02 の老人福祉費は全体で 665 万 8,000 円の減額であります。4201 老人福祉事業は実績による更正減で 300 万 6,000 円の減額であります。補助金の中で県の高齢者にやさしい住宅改良促進事業、村単の住環境改善補助事業は、昨年申請がなかったため減額するものであります。

扶助費は、総体では 92 万円の減額ですが、そのうち養護老人ホームの措置費は年度途中から入所者が増えたことにより 135 万 6,000 円の増額となり、一方、介護慰労福祉金は要介護度の変動等により 181 万 9,000 円の減額となったものでございます。

41 ページ 4407 介護保険事業の繰出金は、介護保険事業特別会計への繰出金が確定したことにより 265 万円の減額となります。

同じく次の 4212 後期高齢者医療運営事業の繰出金についても特別会計予算額の確定による繰出金の減額であります。

02 児童福祉費、児童福祉施設費は 245 万 9,000 円の減額、42 ページの 4601 保育所費は 174 万 2,000 円の減額で、そのうち賃金が 113 万 8,000 円の減額となっております。臨時パート保育士と料理員の雇用日数が当初の見込みより少なかったことにより減額であります。

43 ページの 4 款 衛生費であります。保健衛生総務費は 128 万 8,000 円の減額であります。4809 母子保健事業は 97 万 2,000 円で、補助金及び扶助費の給付実績による減額が主なものであります。

44 ページから 45 ページの環境衛生費、それから 04 の保健センター管理費は総体的に執行実績による更正減でございます。

続いて 46 ページの 6 款 農林水産業、農業費の関係であります。この中では、農業振興費は 295 万 5,000 円の減額で、農業振興事業の補助金 49 万 2,000 円は交付実績による減額、5107 の鳥獣被害防止対策事業補助金 181 万 1,000 円の減額は、特にニホンジカの捕獲頭数が減少したことによるものであります。

47 ページの 5104 人・農地問題経血事業の交付金 50 万円の減額は中間管理事業の機構集積協力金で、昨年度該当がなかったため減額をするものであります。

05 農地費は 759 万 7,000 円の減額であります。6171 村単農地事業の負担金 152 万円の減額は、先ほど歳入でご説明をいたしました土地改良維持管理適正化事業、牧ヶ

原の揚水施設の改修事業に係る負担金で、事業実施年度は交付金との相殺により負担金の納付を要しないこととなったため全額を減額するものであります。

6051 農業集落排水事業費は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の額が確定したことにより 700 万円の減額であります。

48 ページ、農村災害対策整備事業の負担金 92 万 3,000 円の増額は、県営千人塚ため池整備工事の負担金で、平成 29 年度の最終事業費が確定し増額となったため増額するものであります。

49 ページの 7 款 商工費であります。02 商工振興費は 216 万 6,000 円の減額で、補助金 210 万 7,000 円の減額は村の制度資金保証料及び利子補給金の利用実績による減額と、空き店舗等活用促進事業は昨年度該当がなかったため 50 万円を減額するものであります。

続いて 03 観光費は 96 万 4,000 円の減額であります。それぞれ、観光事業、地場センター管理事業、執行実績による更正減であります。

50 ページのふれあい観光施設管理事業の工事費は望岳荘のエアコン更新等工事の入札差金分の減額であります。

続いて 51 ページ 8 款 土木費であります。道路橋梁総務費は 132 万 2,000 円、道路維持管理費は 118 万 1,000 円の減額であります。各費目執行実績による更正減であります。

03 の道路新設改良費は 224 万 4,000 円の減額であります。契約・発注実績による予算残の減額であります。

52 ページ 04 の都市計画費の 6571 の公共下水道事業費は 1,120 万円の減額であります。公共下水道事業特別会計繰出金の額の確定によるものであります。

05 住宅費 61 万 6,000 円の減額は、執行実績、契約実績による減額であります。

53 ページの 9 款 消防費であります。02 非常備消防費は 23 万 9,000 円の減額で、各費目執行実績による更正減、消防施設費の工事請負費 19 万 9,000 円の減額は耐水性防水防火水槽の新設工事の入札差金分の減額、負担金の減額は水道事業会計への負担金の減額であります。

54 ページ 10 款 教育費の関係であります。これにつきましても総体的に執行実績による更正減で、教育総務費は教育委員会費から学校給食費まで、全体で 142 万 3,000 円の減、55 ページから 57 ページの小学校費は 157 万 1,000 円の減、03 中学校費は 42 万 7,000 円の減額であります。

57 ページから 59 ページの 06 社会教育費は、社会教育総務費から文化施設管理費まで、全体で 224 万 1,000 円の減額、07 の保健体育費は 13 万 3,000 円の減額であります。

61 ページから 62 ページの 11 款 災害復旧費は、農林施設、公共土木施設、昨年度いずれも対象事業がなかったため全額を減額するものであります。

63 ページの 12 款 公債費は、実績により一時借入金利子分 10 万円を減額するものであります。

○保健福祉課長

最後に64ページであります。収支の差額分1億2,594万6,000円を予備費に計上して予算の調整を行うものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、承認第4号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)をお願いします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、予算の総額を5億6,400万円とするものです。

7ページからの歳入ですが、国保税収入の見込みが確定し、一般被保険者分と退職分を合わせて280万5,000円の増額となりました。

8ページの国庫支出金は、療養給付費等負担金と財政調整交付金等を合わせて126万3,000円の増額となりました。

9ページの療養給付費交付金は910万円の減額となります。

10ページの県支出金では、財政調整交付金が63万2,000円の減額となり、全体で52万6,000円の減額となりました。

11ページの共同事業交付金は、高額医療費、保険財政協同安定化事業を合わせて723万円の増額です。

13ページの繰入金ですが、一般会計からの繰入金が出産育児一時金の実績により28万円減額となります。

続いて16ページからの歳出ですが、1款の総務費から25ページの11款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。

26ページの予備費で歳入額と収支を合わせました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、承認第5号、平成29年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ530万円を減額し、予算の総額を6億70万円とするものです。

5ページからの歳入ですが、保険料は第1号被保険者の介護保険料の見込みが確定し41万円の減額となります。

続いて6ページの国庫支出金は調整交付金の額が決定したことと地域支援事業費減に伴うもので、全体で189万1,000円の減となります。

7ページの支払基金交付金は地域支援事業費の減によって45万7,000円の減額。

8ページの県支出金も地域支援事業費の減のために25万7,000円の減額です。

10ページの繰入金では、一般会計からの繰入金については介護サービス給付費及び事業費等が確定したため265万円の減額となります。また、介護サービス給付費が見込みを下回ったために介護給付費準備基金からの繰り入れは行わないこととしました。

12ページからの歳出ですが、基金積立金を除いて1款の総務費から19ページの8款 諸支出金まで事業に実績に伴う更正減です。

17ページの基金積立金ですが、介護サービス給付費が見込みを下回ったため介護給

付費準備基金に200万円を積み立てるための増額補正で、このことによって基金の年度末残高は1,900万円となります。

20ページの予備費で歳入額と収支を合わせました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、承認第6号、平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ13万6,000円を減額し、予算の総額を5,186万4,000円とするものです。

5ページからの歳入ですが、保険料では、収入額が確定し7万5,000円の減額となります。

7ページの繰入金では、事務費分5万7,000円が減額となります。

9ページからの歳出ですが、1款の総務費から11ページの3款 諸支出金まで事業の実績に伴う更正減です。

12ページの予備費で歳入額と収支を合わせました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長

承認第7号から承認第9号までについてご説明いたします。

まず、承認第7号、平成29年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)ですが、今回の専決補正では、歳入歳出からそれぞれ955万5,000円を減額し、総額を1億8,738万1,000円といたしました。いずれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、5ページ、歳入ですが、現年分、滞納繰越分も合わせて負担金収入を73万円減額し、6ページ、使用料については現年分、滞納繰越分、合わせて318万円、手数料1万5,000円を増額しました。これらに伴いまして、7ページ、一般会計からの繰入金を1,200万円減額しました。

それから、9ページの歳出ですが、消費税及び地方消費税確定等に伴い総務費で313万7,000円を減額し、電気料や修繕料などの需用費や汚泥処分費等の委託料及び公共ます設置工事費など、実績により維持管理費総額で475万7,000円を減額したものであります。

続いて、承認第8号、平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)についてですが、今回の専決補正では、歳入歳出から708万4,000円を減額し、総額を1億3,020万4,000円といたしました。いずれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、5ページ、歳入ですが、負担金収入を70万円減額し、6ページ、使用料については現年分、滞納繰越分、合わせて61万6,000円、手数料2万円を増額しました。これらに伴いまして7ページの一般会計繰入金は700万円の減額としました。

それから、9ページの歳出ですが、消費税及び地方消費税確定等に伴い総務費で254万6,000円を減額し、電気料や修繕料などの需用費や公共ます設置工事費及びコンポスト処理施設負担金など、実績により維持管理費総額で374万5,000円を減額したものであります。

次に、承認第9号についてご説明をいたします。平成29年度中川村水道事業会計補正予算（第4号）をお願いします。

今回の専決補正は、村の一般会計補正予算に関連する予算と生活基盤施設耐震化等交付金の確定に伴い補正したものでございます。

具体的には、6ページ、収益的収入から消火栓の更新工事に係る村負担金21万4,000円を減額し、7ページ、資本的収入から実績のなかった遠距離給水工事に係る一般会計からの負担金10万円、それから県の補助金といたしまして31万9,000円を減額いたしました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
まず承認第3号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。
次に承認第4号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。
次に承認第5号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。
次に承認第6号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。
次に承認第7号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。
次に承認第8号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。
次に承認第9号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。
日程第13 議案第1号 中川村児童クラブに関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 議案第1号 中川村児童クラブに関する条例の一部を改正する条例の制定について、それでは、議案第1号について説明をさせていただきます。
例規集は2巻の171ページからです。
本案は、児童クラブの開設時間以外に利用した料金を定め、新たに児童クラブの開設時間、休業日、対象児童について明記するものです。
議案最終ページに新旧対照表を掲載してありますので、あわせてごらんください。
保護者の就労先が村外に多く、学校休業日の開設時間前に自動のみで屋外で待っている状況が常態化していました。児童を安全に預かる観点からも開設時間について検討を行い、平成29年度は試行的に午前7時30分から指導員を配置して対応しました。ことし2月の児童クラブ運営委員会において特別の理由がある場合を除いて1回200円を徴収することに決定しました。
それからまた、条例に開設時間、休業日、それから対象児童が明記されていないため、より具体的に徴収の根拠をはっきりさせるため記載することとしました。
施行は公布の日からとします。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。

○6 番 (柳生 仁) 今説明の6条の時間帯ですけども、朝は7時からって言いましたけど、ほかの時間帯の詳しい時間帯をもう1回教えてください。

○保健福祉課長 児童クラブの時間帯ですが、通常は休業後から6時半まで、休業していない場合は朝8時から夕方6時半までとなっています。
以上であります。

○6 番 (柳生 仁) さっきの6時半まで、これ勤めの方々、結構間に合うとかっていうことは確認してありますか。まだ勤めから帰ってこれない方もおるかもしれないんですが、そういったところはどのように配慮されていますか。

○保健福祉課長 6時半ってというのは、通常は仕事が終わって帰られる時間帯と思いますので、通常は終わって帰宅ってということになります。

ただ、先ほど言った通常以外というのは朝方、やはり朝8時ということですが、8時前に来て子どもを置いていってしまう方たちが多く見受けられるということで、そういうところで料金を徴収ということになっております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○4 番 (鈴木 絹子) 料金を1回当たり200円ってことなんですけれども、料金をいただかないってことも考えられたかどうかということと、近隣市町村もこのような形であるのかどうかについて伺いたいと思います。

○保健福祉課長 1回200円の徴収ですが、昨年っていうか、ことしの2月の児童クラブ運営委員会において検討を行ってきました。通常、近隣の町村の状況だとか、そういうことを把握して運営委員会を開催していると思いますので、そういった状況を踏まえて1回200円の徴収を行うことになりました。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第2号 村道路線の認定について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 それでは、議案第2号、村道路線の変更について説明いたします。

提案理由は、道路法第10条第3項の規定により本案を提出するものであります。

今回変更する路線は別紙のと通りの2路線で、北山方飯沼線につきましては過疎地域自立促進特別措置法第14条第1項の規定により長野県の代行業として道路改良を行っていただいた第1期工事分であります。また、大林赤坂線につきましては村事業の道路改良でありまして、2路線とも幅員等を変更するものであります。

位置等につきましては、変更区間を表示した資料1-1・1-2を添付しましたのでご参照ください。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第15 議案第3号 平成30年度中川村一般会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第4号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第5号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

以上の3議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第15 議案第3号から日程第17 議案第5号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、議案第3号 平成30年度中川村一般会計補正予算(第3号)についてご説明をいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ4,800万円を追加し、総額を31億8,500万円とするものであります。

第2条 地方債の補正は第2表 地方債の補正によるものであります。

今回の補正予算の主な内容は、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正のほか、地方公共団体カーボン・マネージメント強化事業や森のエネルギー推進事業等、新たな補助事業等に関連する予算の追加、また、さきの全員協議会でご説明をいたしました中川村として新たに取り組むふるさと応援寄附金に関連する予算等であります。

詳細につきましては事項別明細書で説明をいたします。

初めに4ページをごらんください。

第2表 地方債補正は追加と変更であります。

追加は公共土木施設等災害復旧事業で、4月24日の大雨により発生した村道3路線の災害復旧工事を行うため単独災害復旧事業債170万円の借入れを行うものであります。

変更は、過疎債で借り入れを予定してる県営農村災害対策整備事業片桐地区及び千人塚のため池工事で、本年度計画事業費の増加に伴い借入限度額を110万円増額し220万円とするものであります。

5ページ6ページに歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載してありますので、ご確認をお願いします。

それでは歳入からご説明をいたします。

初めに7ページ、14款 分担金及び負担金の農業費分担金112万3,000円でありますが、これは県営農村災害対策正義持病方地理地区と千人塚ため池工事に係る地元分担金で、今年度の計画事業費の増加に伴うものであります。

8ページ、15款 使用料及び手数料、商工使用料163万8,000円でありますが、4月に改修したショッピングセンターチャオの地場センター部分のJAとの賃貸料で、5月から3月までの11ヶ月分であります。

9ページ、16款 国庫支出金、衛生費国庫補助金1,000万円は環境省の地方公共団体カーボン・マネージメント強化事業補助金であります。これは、今年度、同補助金を活用して地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて平成27年に策定をした第1次中川村地球温暖化対策実行計画の改定を行うもので、これによりCO₂削減のために行う公共施設の省エネ設備等の導入に対する補助金を受けることが可能になります。本事業は公募型の事業で、実行計画事務事業編の改定に対する補助事業、第1号の事業と設備導入に係る補助事業、第2号事業がありますが、本年度、中川村はこの第1号事業に申請を上げて補助金を受けてまいりたいということであり、第1号事業については補助率は10分の10以内で今年度まで、第2号事業については補助率3分の2以内で、今のところ期限は平成32年度までであります。村としては、老朽化している公共施設の設備を計画的に更新をして省エネを図るために、今年度、第1号事業を申請することとし、応募をいたしているところであります。申請を上げる段階で予算化が必要ということで今回予算計上をさせていただき、事業が採択されましたら実施をしていくという考えでございます。

次に10ページの17款 県支出金の県補助金、農業費補助金60万円ではありますが、小水力等発電導入支援事業補助金で、これは平成29年度に同事業で村内3カ所の農業用水路で実施をした小水力発電施設導入の可能性調査に基づき、その結果に基づいて、その中で導入の可能性が見込まれる1カ所について、さらに詳細な調査を行うものであります。

林業費補助金のうち森林づくり推進支援金38万円は、森林づくり県民税の木育推進事業で小学生の木工作業として小学校校舎の腰壁の板材の張りかえを行うものであります。

森のエネルギー推進事業補助金200万円は、県の地域主導型自然エネルギー創出支援事業で望岳荘に導入を計画している木質バイオマスボイラー施設設計費に対する補助で、補助率は2分の1であります。

教育費補助金の地域未来塾事業補助金11万8,000円は、中学生を対象に行っている

授業時間外の学習支援に対する補助金であります。

11ページ、19款 寄附金であります。一般寄附金25万円は村出身で県外にお住まいの方から村の振興のためにいただいた寄附金で、60周年記念事業に充当をさせていただきます。

教育費補助金6万円は、やはり村の出身の方からいただいたもので、村の教育振興のためにいただいたものであります。

次のふるさと応援寄附金であります。さきの全員協議会でご説明をしましたように、本年度からふるさと納税応援寄附金の趣旨にのっとり真に中川村を応援していただける方を増やしてご寄附をいただき、そのお礼として中川村のおいしい農産物や体験、サービスなどをプレゼントする新たな応援寄附金制度に取り組むため、当面の目標額として300万円を見込んで増額をするものであります。

12ページ、21款 繰越金であります。前年度からの繰越金として2,287万5,000円を増額するものであります。

なお、最終的な繰越金の補正につきましては29年度の決算による繰越額の確定後、9月の補正予算で計上をいたしたいと考えております。

13ページ、22款 諸収入、雑入は325万5,000円の増額であります。総合賠償保障保険17万2,000円につきましては、先ほど報告第3号でご報告をした交通事故の損害賠償に対する保険金であります。

コミュニティー助成事業100万円は、宝くじ助成事業の地域防災組織育成事業で消防団の資機材購入に対する助成金であります。

地域イベント助成事業は、同じく宝くじ助成金で5月に開催されました中川村アートセッションに対する助成金であります。

92 その他振興課関係120万円ではありますが、これは、一般財団法人地域総合整備財団、通称ふるさと財団と言われておりますが、この地域再生マネージャー事業助成金で、今進めております木の駅事業に対する助成金であります。

95 のその他住民税関係36万円は、村が業者に収集を依頼している古紙等の売却収入として村に入れていただくものであります。

14ページ、23款 村債は、先ほど地方債の補正でご説明をした地方債の追加と変更で、全体では280万円の増額となります。

続いて15ページからの歳出についてご説明をいたします。

冒頭申し上げましたとおり、各費目にわたって職員人件費の補正がございしますが、これは4月人事異動に伴うものが主なものでありますので、説明は省略させていただきます。

15ページ、議会費は人件費の補正であります。

16ページ、2款 総務費、一般管理費であります。補償、補填及び賠償金17万3,000円は、先ほどご報告をした交通事故の損害賠償金であります。

17ページ、企画費の負担金2,000円は、三遠南信地域連携ビジョン推進会議の負担金の基準変更による増額であります。

2255 ふるさと応援寄附金関連事業は新たに起こす事業であります、先ほど申し上げたとおり本年度からふるさと応援寄附金のお礼として村の特産品や体験、サービスなどをプレゼントする考えで、その経費として当面 160 万円を予算化するものであります。とりあえず今年度は最小限のメニューで試行的に実施しながら、今後、村内事業者等にご協力いただいたり窓口体制を整えて、来年度以降、本格実施をしてみたいと考えております。

次の 2257 村づくり事業であります、委託料 300 万円は、中川村の魅力を外、特に都会に、都市部に向けて発信をし、村を訪れてもらったり中川村のファンを増やして、交流人口、関係人口、定住人口の増加やふるさと応援寄附金につなげていくため、新たなウェブサイトを構築するものであります。

19 負担金、補助及び交付金の負担金 30 万円は、日本で最も美しい村連合事務局職員 1 名については、従来加盟町村からブロックごとで交代で派遣をしておりましたが、今年度から関東中部ブロックから派遣をする予定でありましたが、派遣職員の確保ができず臨時職員を雇用して対応することになり、関東中部ブロック 17 町村で均等割でその費用を負担するものであります。

補助金 152 万 3,000 円のうちコミュニティー助成事業補助金は、歳入でご説明をいたしました中川村アートセッションに対する助成金 52 万 3,000 円と、空き家活用促進事業は、新たに空き家改修等補助金の希望が上がってまいりましたので 2 軒分 100 万円を追加するものであります。

2270 中川村 60 周年記念事業であります、これは、記念事業の中で計画をしている村のプロモーション動画の制作について、当初は専門業者に委託を考えておりましたが、今年 4 月に採用した地域おこし協力隊員が着任前テレビ番組の制作会社で働いていたという経験もありまして、その経験と人脈を生かして協力隊を中心に自前で作成とすることとしたため予算を組み替えるものと、美しい村連合加盟 10 周年記念事業の音響機材等の使用料として新たに 10 万 8,000 円を追加するものであります。

続いて、同じく企画費の 2282 地方創生拠点施設管理事業であります、平成 29 年度に整備をいたしました小平地区のお試し住宅の西側のり面が土はで崩れやすいため土どめ工事を行うもので、84 万 4,000 円を追加するものであります。

10 諸費、自治振興費補助金は 340 万円の増額であります、地区集会施設及び周辺整備補助金につきまして当初 400 万円を予定しておりましたが、今年度、各地区からの要望が多く出されてきたため増額をして対応するものであります。

15 のふるさと応援寄附金費 290 万 1,000 円は、歳入で見込んだふるさと応援寄附金を当面基金として積み立てるものであります。

次の徴税費、住民基本台帳費、20 ページの民生費、社会福祉費は人件費の補正であります。

飛んで 21 ページの児童福祉費の旅費 5 万 1,000 円は、県からの依頼によりみなかた保育園で取り組んでいる信州型自然保育の事例発表とあわせて中川村の PR を金座 N A G S N O で行うことになり、そのための職員の出張旅費であります。

役務費手数料 10 万円は、片桐保育園敷地内の樹木伐採処理の手数料。

備品購入費 6 万 8,000 円は、未満児用のプールが破損したため更新を行うものであります。

22 ページ、4 款 衛生費、保健衛生総務費の職員給料の減額は、保健師 1 名が育児休業に入ったため、その分の減額と新たに 1 名が産休に入る、産前産後休暇に入るため代替職員の賃金として 192 万 3,000 円を追加するものであります。

03 環境衛生費の委託料 1,000 万円につきましては、先ほどご説明をいたしました地方公共団体カーボン・マネージメント強化事業に係るもので、専門業者に委託をして公共施設の CO₂ 排出量等を再調査をして、村の地球温暖化対策実行計画の改定を行うものであります。

償還金、利子、割引料は、片桐の村営墓地 1 区画の返還による還付金であります。

続いて 24 ページ、6 款の農林水産業費、農業費であります、農業振興費、旅費 38 万 8,000 円は都市部での農産物販売や PR、就農相談等に係る出張旅費であります。

補助金 100 万円は、本年度新規事業として設けた中川村農業担い手支援事業補助金であります、新たな事業要望があったため追加をするものであります。

05 農地費、農地総務費委託料 100 万円は、歳入でご説明をした小水力等発電導入支援事業で 1 カ所の詳細調査を行うものであります。

団体営農地事業は、農地耕作条件改善事業、西原地区の農道舗装で、委託料と工事費の予算の組み替えであります。

25 ページの農業集落排水事業は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の補正で 100 万円の減額であります。

6107 農村災害対策整備事業負担金 247 万 1,000 円の増額は、県営事業片桐地区と千人塚ため池工事の今年度事業費の増に伴う負担金の増額であります。

26 ページ、林業費の林業振興事業費、全体で 620 万円の追加であります、これは歳入でご説明をいたしました県の森林づくり県民税木育推進事業と地域主導型自然エネルギー創出事業及びふるさと財団の地域再生マネージャー事業に係るもので、木育推進事業は小学校の木工体験、地域主導型自然エネルギー創出支援事業は望岳荘の木質バイオマスボイラーの施設の設計業務、地域再生マネージャー事業は木の駅事業の本格実施に向けた取り組みに係る費用を計上するものであります。

林道管理事業、工事請負費 250 万円の追加であります、この春、広域林道陣馬形戦で路肩の崩落がありましたので、その補修工事を行うものであります。

27 ページ、7 款 商工費であります、観光費の観光施設管理事業、修繕料 27 万 6,000 円は、陣馬形の森公園の給水施設の修繕料であります。

地場センター管理事業の使用料及び賃借料 163 万 9,000 円は、先ほど歳入でご説明をしましたショッピングセンターチャオの改修に伴って、地場センター、村の施設の地場センターの機能を旧農産物直売所たじまファームの場所に移したため、JA の貸付料と同額でショッピングセンター協同組合にその部分の使用料を支払うものであります。

工事請負費 231 万円は、チャオ駐車場の公衆トイレの男子トイレが和式のため利用しにくいという声や、現実として汚されるケースが増えているため、夏の観光シーズンを前に洋式化を行うものであります。

5942 のふれあい観光施設管理事業は 211 万 6,000 円の追加であります。報償費と委託料は望岳荘のバイオマスボイラー導入に伴う施設改修、宿泊棟の耐震改修等、施設改修を踏まえて、今後の施設運営と整備の方向性について検討をするための費用であります。

28 ページの工事請負費 166 万 4,000 円は、現在故障しております玄関の自動ドアの修繕工事であります。

29 ページ、8 款の土木費であります。道路橋梁費、道路橋梁総務費の賃金 134 万 3,000 円につきましては、職員 1 名より年度途中で退職申し出があったため、臨時職員を雇用して補充をするものであります。

住宅費、住宅管理費、委託料 50 万円は、牧ヶ原の公営住宅の 1 棟でシロアリの発生が確認されたため駆除を行うものであります。

30 ページ、9 款 消防費、非常備消防費の需用費、修繕料 30 万円は消防ポンプ積載車等の修繕料で、備品購入費 108 万円は宝くじ助成事業により山火事等の際使用する背負い式水のう 40 機を購入するものであります。

31 ページの 10 款 教育費であります。教育総務費の 7004A L T 事業であります。現在着任をしている A L T ナイジェルさんが本年 8 月の頭で任期を終え退職することとなり、それに伴って、それ以降の報酬の減額と帰国する場合の旅費を費用弁償として計上するものであります。後任の A L T の確保につきましては、これまで県の事業により紹介をしてもらってまいりましたが、スムーズにその地域や学校になじめる方もいれば、本人の希望と違ってトラブルを招く事例をほかでも聞いており、近年は人材派遣会社からの派遣で確保している市町村が増えているようです。また、委託の場合は事前の研修や派遣後のサポート体制が整っており、なじめなかった場合やトラブルがあった場合も途中で交代確保もできるということで、こうしたことを踏まえて、8 月以降につきましては業者へ A L T の派遣を委託する方向で委託料 300 万円を計上するものであります。

以下、学校給食費、社会教育費は人件費の補正であります。

33 ページ、11 款の災害復旧事業費、公共土木施設災害復旧費 169 万 9,000 円の追加でございます。地方債の補正でご説明をいたしました単独災害復旧事業債により村道 3 路線の災害復旧工事を行うものであります。

34 ページ、14 款 予備費であります。予備費を 4 万円増額をして収支の調整を行うものであります。

以下、給与費明細書と今回の補正予算に係る調書を添付してございますので、ご確認をお願いいたします。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第 4 号及び第 5 号について提案説明いたします。

○建設水道課長

まず議案第 4 号 平成 30 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について提案説明いたします。

今回の補正は人事異動等に伴う人件費調整のための補正でありまして、歳出に係る総務費の増額と補正額調整のための予備費を減額するもので、歳入歳出総額に増減はありません。

歳出は 3 ページをごらんください。

7801 総務費は職員手当を 2 万 4,000 円増額し、4 ページ、予備費を同額の 2 万 4,000 円減額して収支調整をしたものであります。

続いて議案第 5 号 平成 30 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2,400 万円を追加し、総額を 1 億 6,300 万円とするものです。

歳入は、1 ページにありますように分担金を 70 万円増額し、一般会計からの繰入金を 100 万円減額します。

それから、三共地区下水道管路工事等により村債 2,430 万円増額を行います。

地方債の補正につきましては 3 ページをごらんください。

下水道事業債及び過疎対策事業債について追加及び変更をしております。

歳出は 9 ページをごらんください。

7901 総務費は、給料、手当等の増減に伴い 25 万 6,000 円を減額し、7902 農業集落排水建設事業は土地開発公社が進める小平地籍分譲予定地と三共地区に敷設する下水道管路設計業務委託 260 万円と工事費 2,140 万円を計上し、11 ページ、予備費を 25 万 6,000 円増額して収支調整をしたものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから議案第 3 号から議案第 5 号までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6 番

(柳生 仁) 一般会計で 2001 の事故の対応ですけれども、落下物、積み荷が落ちたっという事で、ちょっと運転手としてはまずいことかなあと、そんなふうに思いました。今後そういった事故が起きないように対策はどのように考えているか、どういう指導しているか伺いたいことと、もう 1 点、ふるさと応援基金が 300 万円ほど収入を見込んでおいて、貯金のほうを 290 万円ほどというふうに書いてありますが、返礼品は 90 万円となっていて、ちょっと素人判断、もらったお金と貯金と返礼品とのバランスがうまく見えないので説明をお願いします。

○総務課長

交通事故の件でありますけれども、直接の原因は、荷台に長机を持って運んでいるときにロープで固定をせずに来たということが直接の原因でありまして、厳重注意をしたことはもちろんであります。すぐに各公用車軽トラックにはロープを配備をして、今後そういったことが起きないようにしているところでございます。

続きましてふるさと納税の返礼品の関係であります。まず総額 300 万円を目標と

してこの事業に取り組みたいと、新たなものに取り組みたいということで計画をしたところでございます。

それに対応しまして、歳出の関係であります。17 ページのふるさと応援寄附金関連事業のほうにその分の歳出ということで見たところであります。300 万円を財源といたしますか、300 万円に見合うものということでありまして、返礼品、通常 3 割をめどといたしますか、上限と言われておりますので、その 3 割の 90 万円が報償費ということで、いわゆるお礼、返礼品に充てる財源というふうにしたところでございます。そのほか、最初でありますので梱包資材あるいは募集のチラシ等が必要であるということから、その部分、資材とチラシで 50 万円を計上したと、それから報償費、いわゆるお礼とは別に、いわゆる返礼品を発送する費用として 20 万円を見込んだということでございます。これにつきましても、送るものによって若干送料等変更があるかというふうに思いますので、この部分の変動するかなあということではありますが、300 万円のうちの 3 割をいわゆる返礼品で、残り 70 万円が経費というふうにしたところでございます。

- 議 長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
まず議案第 3 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 4 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 5 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。
日程第 18 議案第 6 号 平成 30 年度中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 建設水道課長 議案第 6 号 平成 30 年度中川村水道事業会計補正予算（第 9 号）について提案説明

いたします。

今回の補正は人事異動等に伴う人件費調整のための補正でありまして、予算書本文第 2 条にありますように収益的支出の予算額を 21 万 7,000 円増加し、水道事業費用の総額を 1 億 1,661 万 7,000 円とするものでございます。

収益的収入の補正は行いませんが、収支では収入が支出を上回っているため資金不足となることはありません。

また、第 3 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 21 万 7,000 円増額し、1,760 万 8,000 円とするものです。

7 ページ、予算実施計画明細書をごらんください。

収益的支出では、営業費用の総係費は手当等で 21 万 7,000 円増額します。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、30 年度の予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。再開は午前 11 時 10 分とします。
〔午前 10 時 52 分 休憩〕
〔午前 11 時 08 分 再開〕
- 議 長 会議を再開します。
日程第 19 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
5 番 中塚礼次郎議員。
- 5 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました 2 問について一般質問を行います。
最初の質問は、歴史民俗資料館、そして周辺設備と資料館の保存資料の整備についてであります。
議会の一般質問でも取り上げられてきましたし、また課題とされてきた歴史民俗資

料館とその周辺整備について検討のための予算づけがされましたが、歴史民俗資料館は、建物の構造上、高齢者や体の不自由な方が利用しにくい点、また資料が保管されている場所も空調設備が完備されていないことなど、スペースも、展示のスペースも少なく、催事展示にも大変な苦勞をしている状況であります。現状の高齢者創作館などと一体となる誰もが活用できるものとして検討していく必要があるというふうに思います。

そこで、施設の検討委員報酬と資料作成業務費としての予算が盛られました。検討委員の設置と構成についての考えを聞きます。

○教育長 検討委員会では、施設利用者の意見を聞くことが利用の活性化につながるというふうに考えまして、関係団体からの代表者と学芸員など、事務局選出の委員で設置をしたいというふうに考えております。人数は10名程度で現在調整中です。

○5番 (中塚礼次郎) 10名程度の委員構成ということであります。それで、検討委員会での検討期間というのはどのくらいのめどを持っておられるかという点についてお聞きします。

○教育長 検討委員会は最大2年間というふうに考えておりますけれども、次期総合計画に反映させるためには、今年度中、外景取りまとめ場必要なあとというふうに思っております。

○5番 (中塚礼次郎) 次にですが、歴史民俗資料館の建てかえを必要とする場合、現状では、駐車場から入館しづらいこと、それから道路に面しているが正面玄関前がすぐ狭く道路となっておるといふ点から、通り過ぎられる位置にあること、今後検討されるというふうに思いますが、現状をどのように把握されておられるかをお聞きします。

○教育長 現状については、ただいまのご指摘のとおりかと思えます。現在の施設利用者のほとんどの方は、あらかじめ学習のためなどの目的を持って来館されております。観光施設のように急に寄っていただくという方はありません。検討の際には、そのような現状や高齢者の利用も考慮して、バリアフリーについては設計段階で組み込んでいく予定であります。

○5番 (中塚礼次郎) ぜひ、そういう点を考慮して多くの方が利用しやすい施設というふうに検討を進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、この歴史民俗資料館と周辺整備には多額な費用が必要になるというふうに思いますが、国、県からの補助を受けられる事業として取り組めないかというふうに思うわけですが、その点についての考えをお聞きします。

○教育長 現時点では将来構想の検討段階でありますので、費用については、まだお答えするところまで行っておりません。将来的に財源を確保する、そういう時点では、ご指摘のとおり国や県などの補助制度を利用するというのを考えておるわけですが、全国的に更新の需要も多く、また学校施設に該当をしていないために、現時点では該当する補助事業は見当たらないところであります。周辺施設の建物すべてが建築後40年を迎えておりますので、老朽化対策や機能拡大の改造、また新施設への更新など、今後の検討事項として考えていきたいと思っております。

○5番 (中塚礼次郎) 中川村合併60年の歴史はもちろんですが、それぞれの旧村の歴史に至る貴重な資料が民俗資料館には保管されております。資料館の規模、構造上からも、保管はされているものの、貴重な資料として生かされ切れない状態だというふうに思います。資料館の建物構造にもかかわってきますが、膨大な資料が活用されるよう資料整備をされるには、ある程度の年月をかけた取り組みが必要だというふうに考えます。その点についての考えをお聞きします。

○教育長 資料館の建物整備計画において検討し、単なる保管の保管庫ではなくて、活用できる施設を考えていきたいというふうに思っております。

また、学芸員による整理も、これ非常に重要で、また時間がかかるわけでありまして、時間については十分にかける必要を感じております。

○5番 (中塚礼次郎) 資料館の建てかえまでには相当な年数がかかるのではないかというふうに思うわけですが、資料の所蔵庫は、現在、空調完備がされていないこともあって、貴重な資料を保存する上からも、その間の間だけでも、簡易的でも空調の設備が私は必要だというふうに考えるわけですが、その点についてどのように考えるかお聞きします。

○教育長 工事までにはご指摘のように長い時間がかかるというふうに思いますけれども、諸資料館等の収蔵庫の状況を調べて検討委員会で検討していきたいと思えます。

○5番 (中塚礼次郎) 今後設置される検討委員会で、その点も十分考慮して検討を進めていただきたいというふうに思います。

保管の資料の中でも、特に中川村の貴重な兵事関係資料は全国的にも注目がされ、過去にテレビでも特別番組として放送がされました。命令に従わず、当時の村担当者により、処分がされずに貴重な資料として残されています。学校教育や生涯学習での平和に関する面でこれらの資料が生かされるよう整備が必要ではないかというふうに思います。教育委員会としての考えをお聞きします。

○教育長 兵事関係資料の中で、かつて「平和への誓い」という冊子をまとめさせていただいておりますけれども、その兵事関係の資料につきましては、展示館に具体物を展示することで実際に見て学習を深めることができるというふうに思います。

今年度、中川中学校の2年生は、総合的な学習の時間の平和学習として初めて阿智村の満蒙開拓平和祈念館へ見学に行くことになっております。その記念館には中川の歴史館の資料も展示をされております。地元の歴史館でもこのような平和学習ができれば、戦争の現実をまさに身近な問題として学習できるようになることというふうに期待をしているところです。

また、資料は収蔵しているだけでは見れないわけでありまして、それを写真に撮ってデジタル化して系統立てて資料化していくことも望まれるわけでありまして、現在、閲覧希望の方が資料を写真に撮りたいという場合は、その写真をこちらにもいただくようにして積み重ねていくことにしております。資料でパネルにしたものもありますので、そういうものについてはリクエストに応じて外にも貸し出すことができるというふうに思います。

○5 番 (中塚礼次郎) 大変貴重な資料でありますので、今お答えがありました、ぜひ大切な資料として保管をされ、それが生かされるような方向に持って行っていただきたいというふうに思います。

次の質問になりますが、牧ヶ原集会所建設についての質問をいたします。

3月の議会で平成30年度一般会計予算に計上された牧ヶ原集会所建設について議会の予算特別委員会において予算を可決されましたが、附帯決議として「文化センター東側の土地を将来の施設を集約する場所として位置づけ、建設予定地は文化センター西側周辺に用地確保を求められたい。なお、文化センター西側周辺で用地確保が難しい場合は、文化センター東側の土地の外周に用地確保を行っていただきたい。」というものであります。

村内各集落の集会所においては既に耐震化とバリアフリー化がされており、地区住民の要望としては早急の移転建設として求められているものであります。附帯決議内容を含め、村の方向について8点ほどを考えをお聞きします。

まず最初であります、建設予定地とされている東側の土地は、将来の施設を建設する場合に有効活用が難しくなるという意見がありますが、歴史民俗資料館とその周辺の整備がされれば、今の村の人口推移から見ても統合施設や新たな施設の建設は相当に難しいのではないかとこの点についても言われております。この点について考えをお聞きします。

○村 長 改めてですね、予算特別委員会の附帯決議について、もう一度、再検討をさせていただいたところでございます。

施設の西側に用地を確保することにつきましては、堀之内地区内、住宅、工場が混在しておりまして、そのところに用地を確保することであろうかと思っております。牧ヶ原の村営住宅からの位置関係、駐車スペースを伴う確保、接続する道路、こういったところから検討を行ったところでございます。

それから、もう1点、西側に用地の確保が難しくれば東側の周辺へというようなことではございましたが、文化施設の東にありますテニスコート、これが一つ、周辺っていうと考えられたわけではございますが、そうしますとですね、文化施設として今あるまとまりの一角に食い込むことにならないだろうかということではございます。

この2点についてよく検討したわけではありますけれども、庁内の関係部署と教育委員会事務局と協議をいたしました。やっぱり耐震化の集会施設、これは牧ヶ原地区の1次避難施設にもなるわけではあります、この整備につきましては、地区からの要望でもありますし、最も優先される課題であるということ、それから、当該施設をつくるに当たりましては社会教育ですとか村の行事等でも利用できるように地区との合意があらかじめ進んでおりますので、その意味でも、適当な場所が今の元教員住宅の2棟が建っていたあのスペースであるというふうに判断をしたところでございます。

公営住宅につきましては、当面、現状の場所で確保しながら、人口減少が進む中で、建てかえの時期が来たときに、その時点での需要を踏まえて検討すべきというふうに判断をいたしました。しかも、年度内に建設するために5月中に社会教育委員会にお

いて説明をする必要があるだろうということで、実際、説明をさせていただいたところでもあります。

まず、そういう前置きがある上でですね、今後の村の人口推移から、統合ですとか新たな施設の建設は相当難しいのではないかとこのことではございますが、今年度、教育委員会においては、歴史民俗資料館の整備、この将来構想について検討していただくことになっております。これにつきましては、先ほど教育長がお答えをしたとおりでございます。歴史民俗資料館だけではなくて、高齢者創作館、縄文時代の竪穴式の住居の復元、復元住居、茶室、武道館、それから、これは、もうコンクリートの建物なんですけど、実際には、建築基準法上では、現在の法上では耐震基準を満たしていないわけではあります、青年婦人会館、それから射場と的場の距離が不足しているのではないかとこのことではございます。それから、テニスコートが今現在2面あります。こういったものをトータルで文化施設のあり方を検討していただくというようなことで、これから始まるかと思っております。新たな施設を、そして必要がある施設をつくっていく、いろんな意味で、そういうことをするよりも、これからはですね、やはり、できるものであれば、施設の併用利用、こういったことができるのであれば、重点的に考えていくというのは一つのおっしゃるとおりの方法だと思っておりますので、施設の併用利用の面を重点として今後考えていきたいという考え方でございます。

○5 番 (中塚礼次郎) 用意した一般質問の項目事項に沿って質問をしてきたいというふうに考えて準備をまいりました、村長が大体結論的なことを言ってしまいました。

しかし、私のこれからの質問の内容は、この集会所をつくるに当たっての住民の皆さんの声として、そのことについてどう思うかということではありますので、重複する部分がありますがお答えをいただきたいというふうに思います。

それでは、1問目をやりましたので、あともう7問ということで7つの項目についてお聞きしたいと思います。

文化センターの運動施設利用のための駐車場として、建設の予定地は必要という意見があるわけではあります、中川どんちゃん祭りを除けば文化センターでの300人規模の催事の駐車場確保は現状で十分確保されておると、現状としての確保の必要はないのではないかとこの点についても意見があるわけですが、この点についてお聞きします。

○村 長 質問をいただいたことに的確にお答えするようにいたしたいと思っております、村民バレー祭、それから、昨日もありましたが中体連のバレーボールの会場としての利用、駐車場の利用がどんちゃん祭りに続く意味で駐車場確保を考えていかなければいけない行事だというふうに思っております。今、議員おっしゃられたようにですね、社会体育館周辺と、場合によっては中学校の敷地内で何とか収まります。そういう意味で、ちょっと余談になりますけれども、300人あれば大体のことが駐車場は確保できると、これからの大きな集まりも何とか対応できるのではないかとこの点についてお聞きします。

○5 番 (中塚礼次郎) 将来ですね、少子化によって東西の小学校が統合しなければならないようになった場合、小学校の建設予定地として確保が必要ではないかという意見も

あるわけでありますが、耐震化もされており、どちらかの小学校を利用することがこれからの村の財政上からも必要だというふうに言われております。この点についてお聞きいたします。

○村 長 少子化が進みますと、当然、人口減少につながります。そして、財政規模も縮小していくと、そういう自治体運営をこれから想定をしなければならないというふうに想像します。今、小学校2校ありますけれども、おっしゃるとおり耐震化はされておりますので、もしですね、仮に、これから人口が、子どもの数が非常にどんどん減っていくということになった暁にはですね、既存の小学校の教室をフルに活用する、こういうことで教育ができるということになれば、新たに、そういう意味ではつくっていくということは、ちょっとまず考えられないだろうというふうに思います。新たな小学校をつくる必要は、既存の小学校2校が別用途に利用すると、されるというふうなことが生じれば、どこか1カ所に新たなものをつくるっていうことは当然考えられるわけでありまして、別用途に利用するということが生じて初めて、この話は机上に上がってくるのではないかとこのように思っております。これは、統合して1つの小学校にしますよということを前提に申し上げているわけではなくて、フルにあるものを活用していくという前提で考えていくということでございます。

○5 番 (中塚礼次郎) 建設予定地を西側周辺という意見があって、そのことについて冒頭のお答えで村長が触れましたので、これは質問、お答えはいただいたということですが、西側の用地が確保できない場合に文化センター東側の土地周辺ということで、テニスコートを含む場所がよいのではというふうな意見もあるわけでありまして、体育・運動施設としてテニスコートは必要だというふうに私も考えるわけですが、教育委員会としての考えをお聞きします。

○教育 長 現在テニスコートは、多くはありませんけれども利用されております。今年度ひび割れ等の補修を行い、利用は、現状、十分利用可能な状態になっております。

スポーツは、やはり時代によって、利用が多いときと、それから少ないときというふうにあるわけではありますけれども、生涯スポーツの観点からは、テニスは、やはりこの先も外せないスポーツではないかなあというふうに考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 関連になりますが、テニスには硬式とソフトテニスがあるわけでありまして、教育現場として多く取り入れられているのがソフトテニスであります。ソフトテニスにかわり硬式のテニスがこれから取り入れられるようになってくるのではないかとこのように言われるわけでありまして、現状のテニスコートの活用はさらに必要度が増すというふうに考えるわけですが、その点はいかがでありますか。

○教育 長 ご指摘のように、中学校の学習指導要領の改定が今年度から進められていくわけでありまして、次第に内容が示されてくるというふうに思いますけれども、将来、硬式テニスが中学校の学習指導要領にもし入ってきたとしても、必ずそれを取り入れる、授業に取り入れなければならないということではなくて、ネットを使った例、幾つかの中から選択をして授業をするというふうになっていきます。テニスの場合は、同時にコートに立てる人数がダブルスでも4人ということに限られてしまいますので、授

業で扱うことは難しいというふうに考えています。

また、現在のようなハードコートは、ひざに負担がかかることから、中学生には不向きであるというふうにも言われております。部活動では硬式テニスをやっている学校もありますけれども、現状のテニスコートは生涯スポーツの観点で考えていこうというふうに思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 次にですね、建設予定地が村所有の土地であること、それから牧ヶ原地区住民の総意であること、また、施設、駐車場も含めて地区の理解により村としての利用も可能なことも言われておるわけでありまして、その点の確認の状況をお聞きしたい。

○村 長 地区集会施設の利用が最初にまずありきでありまして、使用しないときについては、公民館事業ですとか教育委員会関連の事業、また村の事業、体育行事での一時的な利用につきましては、牧ヶ原地区はおおむね合意を、地区とは合意を得ております。

○5 番 (中塚礼次郎) 牧ヶ原地区の理解も得て十分な活用ができればというふうに思います。

牧ヶ原集会所の建設地として、将来的な見通し、建設にかかわる費用の面、新たな土地確保の面や集会所施設として先延ばしができないことから、予算に計上された建設用地に建設すべきというふうな声もあるわけでありまして、このことにつきましては最初の答弁で村長が触れられておりますので、予算に計上された現在の土地に建設を考えておるといってお答えをいただきました。村の村としての考えをお聞きしたわけでありまして、新しい牧ヶ原集会所施設が地区住民のよりどころの施設として、また災害時や牧ヶ原地区住民の新たな活動の拠点として早期の完成を望み、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

[午前11時36分 休憩]

[午後0時59分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 松澤議員。

○3 番 (松澤 文昭) 3月議会において、中川村の人口減少に関する提言より、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道開通後の将来ビジョン並びにビジョン作成におけるプロセスの重要性について議論をいたしました。引き続いて、中川村の人口減少に関する提言に関する村の今後の方針について、パート2ということで、議論の中で課題となった事項及び中川村の人口減少に対する具体的な政策について村の方針をお聞きします。

中川村では、人口減少対策としてお試し住宅、お試しシェアハウス、村営住宅の建設等の施策が進められております。これらの施策は、短期的な移住政策としては効果があると考えますが、来てくれ来てくれの戦略だけでは一過性の施策になってしまうと考えております。移住者から中川村を長期的に選ばれる地域にすることが重要であ

り、産業だけでなく、あらゆる分野で新しい組み合わせによる新たな価値を中川村全体で生み出していく政策が必要だと考えます。そのためには、ビジネスの場としての中川村の地域活用を高めることが必要であり、あらゆる分野で新しい組み合わせを検討して働き方に革命を起こす地域にすることが重要だと考えます。

そこで、議論の中で課題となった事項及び中川村の人口減少に対する具体的な施策について村の方針をお聞きします。

まず、3月議会の中での議論の中で課題となっている事項についてお聞きをします。

3月議会の中で、政策提言の職員への内容説明、共有化についての質問の中で、課長会の中で協議、議論を行っていききたいと答弁がありました。課長会での協議、議論が実施されたのか、実施されたとすれば、どんな議論がされ、村政のどのように反映されるのか、村長にお聞きをします。

○村 長 3月19日の回数で言いますと第22回の課長会であります。提言をいただきました中川村の人口減少対策に関する提言、これを改めて話題にいたしました。ものすごい長い時間というわけにはいきませんでした、ポイントというのは幾つかあるかと思えますけれども、移住を進めて定住化を図ること、これに尽きるだろうということになったわけでございまして、具体的にはですね、企画委員会というものがございませぬ。その中でこのテーマについて考えていくというふうに振りまして、ことしになって企画委員会の中で議論をしておるところでございます。

議会からいただきました提言の内容につきましては、平成27年度に作成して現在進めておりますまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略に盛り込まれている政策に関連するものが非常に多いというふうに考えておりますし、課長の中での認識もそういうふうだったというふうに考えておるところでございます。人口・定住対策を効果的に進めるという観点から、4月から総務課の中に企画広報係を村づくり係に変更をいたしまして事務事業の見直しも行っておるところありますし、空き家利用の今後の利用促進のための新しい新たな制度など、議会から3月議会で提案をいただいておりますので、こういったことも参考にしてですね、検討をしていくことというか、企画委員会で検討に入っておるところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 一応、課長会の中で議論をされたということでもあります。それで、ほとんど今話の中では、今までの計画の中に盛った内容ということでもありますけれども、私個人的にはもっと違う発想ならいろいろ考えておるわけでもありますので、その点につきましては追々これからの中で議論していきたいと思うわけでもありますけれども、いずれにしても、このことは非常に重要な、中川村にとって重要な政策のポイントになると思いますので、もう少し幅広い中で議論を行ってもらいたいと思うわけでもあります。それで、これから随時その内容について考え方をだんだん詰めていきたいと思うわけでもありますけれども、もう一つ、3月議会の議論においてリニア中央新幹線・三遠南信自動車道開通後の中川村の将来ビジョンの必要性について議論を行ってきたわけでもありますけれども、今現在、中川村に設置されておりますリニア中央新幹線対策協議会では、今のところ環境保全が議論の中心となっております、こ

のリニア対策推進協議会につきましては、今後もこの環境保全が議論の中心になるだろうというような考え方を持っております。

そこで、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道開通後の中川村の将来について、この策定のプロセス、課程を大事にするような新たなプロジェクトの立ち上げが必要ではないかということで、そのことを立ち上げて中川村の第6次総合計画に反映させていくことが私は必要じゃないかというふうに考えておるわけでもありますけれども、村長の考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 前回の3月のときにもご質問いただきましたが、リニアの開通と三遠南信自動車道の延伸、これにつきましては、今のところ、その時間的な経過は第6次総合計画の基本構想の後期の計画ですか、後期計画の終わるころになるんだろうというふうに思っております。これを見据えた中で、どういった村をつくっていくか議論をしていくということと——議論をしていきたいということで前回の質問にはお答えをした予定でございますけれども、特別に、そのプロジェクトを立ち上げていくということよりも、今現在では、副村長、総務課長、それから村づくり係長との間でですね、第6次総合計画の基本構想と基本計画の策定の進め方について今議論をしておるところでございます、その相談をしておる中身はですね、従来のその住民意識調査のほか、住民の意見やアイデア、直接聞く場として住民参加によるワークショップ、これはテーマ別になるかどうかわかりませんが、こういったワークショップを開催していく、そのときに、こんな村にしたいと、こうすべきだという、そういう思いが出てくるだろうというふうに思うわけでありまして、これらを構想の中では提起していく、反映させていくという、こういう手法を今取り入れるってことを考えておるわけでもあります。人口減少が予想されるということでありまして、10年先ではなくて30年先のありようを想像して向こう10年のスケールで考えていくということも大事だと思っておりますので、これから先の10年は、リニアの開通、それから三遠南信自動車道の延伸を迎えるときの中川村の姿がポイントにはなると思います。職員の発想やアイデアを生かすということにつきましては、構想を具体化していくのが基本計画でありますので、そういう中に反映できるように議論をしていきたいということと考えておるところであります。手法としては、くどくなりますけれども、企画委員会に委ねて専門検討組織、いわゆるプロジェクト組織検討で具体的、具体化していくという手法は、今のところ、その第6次総合計画の中で、9年とも言われておりますリニア開通、それを見据えた中でどうしていくかということ、ちょっと、とりあえず、そちらの場には考えていないと——失礼。プロジェクト検討組織で具体化するという手法は、今で考えている限りでは、そんなようなことでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、策定のプロセスを大事にしたプロジェクトの立ち上げ化の必要性については次の点があるかなあと、一つはね、次の点にあるかなあというふうに考えておるわけでもありますけれども、私、よく仕事の進み方の基本はPDCAサイクルにあると言われておりますけれども、その中でよくPDCAサイクルを回せというようなことをよく言われておりますが、組織は、実際としてはなかなか動かないのが

現状だと思います。その要因は、最初のプラン、Pの部分の計画づくりに問題があるのではないかなというふうにいつも考えておるわけでありまして。そういう中で、この策定チームの中でどこに問題があるかというようなことを、それを取り上げ、それをテーマにしようとするから問題があるわけでありまして、ネガティブな後ろ向きな課題をテーマにして解決方法だとか取り組みをする方法を考えるために、どうしたいかと、どうしたいかということがないので、実行へのモチベーションが上がらなくなってしまって計画ができないということで、したがって、計画はポジティブな明るい要素を取り上げてみんなが前向きに取り組もうとするビジョンづくりが私は計画達成のカギを握るといふふうにいつも考えておるわけでありまして。したがって、先ほども申しましたように、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道開通後の中川村の将来について、現状の分析、あるいは将来予測を的確に行う中で、ポジティブな要素を取り上げ、みんなが前向きに取り組もうとする新たなプロジェクトが必要だと私は考えているわけでありまして。改めて村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 このものにつきましては、リニアの後こういうふうにしたいという、こういうふうになってほしいという、その住民の皆さんの意見っていいですか、そういったものを構想に反映していきたいということは申し上げたところでありますので、じゃあ、そういうふうになるために具体的に基本計画の中でどういうふうに具体化してくかについてについてはですね、前向きといいますか、それに向けて、じゃあどういう整備をしていったらいいのかということは、観光の面でもそうでしょうし、いろんな分野で、計画づくりの段階では、ネガティブというか、実現、こうすれば実現できるのではないかというための計画というか、目標をつくっていく、それに向けて計画をつくり、実施をしていくという、そういう立場で物は考えていきたいとは思っています。

○3 番 (松澤 文昭) もう一つ違う点で、今の中川村第6次総合計画の策定に関しまして、その新たなプロジェクトの立ち上げの必要性についてちょっと村の考えをお聞きしたいなあと思っていることがありまして、総合計画の作成に関しましては、行政としては一部の部署や職員がたたき台をつくって、あとは審議会等で検討して色づけをして、短時間に効率的に計画策定ができることが一番理想だと思うんですけども、前々から私が申ししておりますように、策定のプロセスを大事にして、時間を費やして村民と議論をして、多くの人からビジョンだとかアイデアを募り、計画に反映させることが私は村の活性化につながると、この部分には私は時間を費やすべきだと、先ほど申しましたように、プランの部分に時間を費やすことが私は計画達成のもとになるというふうに考えておるわけでありまして。

それから、昨今、住民の行政に対する無関心化が進んでおることがよく言われております。地方議会でも無投票当選が増加しております。この傾向は小規模な市町村から市へも広がりつつあるということでもあります。深刻化する議員のなり手不足に対しまして、喬木村では夜間や休日の議会が開催され、伊那市市議会でも魅力ある議会づくり検討会が設置され、無投票を防ぐ対策が検討をされております。その要因としてさまざまなことが言われておりますけれども、人材難、議員報酬、議員定数、

時間的な制約など、いろんな要因が指摘をされておりますが、私は、議員のなり手不足の原因は指摘されている要因以外にもあるのではないかなというふうにいつも考えております。といいますのは、現代社会においては、ほとんどの家庭で企業に勤めるようになっております。それも、夜間業務が増える中、近所の人たちとも顔を会わせる機会が極端に減っておるのが現状かと思うわけでありまして。そして、普段の生活に手いっぱい状況というのが今の村民の状況かなあと思うわけでありまして。したがって、地区行事への不参加、行政への関心低下につながっており、お任せの体質になっていると私は考えております。一昔前までは、農業主体の経営が行われており、青年団活動、地区行事、お祭り等には全員が参加し、さまざまな議論がされ、自然にリーダーが生まれてくる環境が整っており、その中から議員だとか村長への候補者が生まれてきたと考えております。したがって、中川村の活性化を図るためにも、計画策定だとかビジョン策定において村民の多くが議論に参加できる場を設け、新しいビジョン、アイデアを取り組む必要があると考えます。特に、平成32年度から始まる中川村第6次総合計画策定を村民が村政への関心を高める好機と捉え、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道開通後のビジョン、アイデアを住民懇談会等での議論、村の外郭団体、消防団、各種の婦人会組織、老人会、中学校のクラス単位で議論をし、議論をした中から生まれたビジョン、アイデアを新たなプロジェクトで協議し、それをフィールドバックして、その繰り返しの中で議論を積み重ねていくと、そういうことをすれば、村民の村政への当事者意識が高まり、村政への関心も高まり、その議論の中からリーダーが生まれてくるというふうには私は考えております。したがって、先ほどから申し上げておりますように策定のプロセスを大事にする新たなプロジェクトを立ち上げ、多くの村民が将来ビジョン作成の議論にかかわり、そのビジョン、アイデアを第6次総合計画に反映されるようにすれば村の活性が図れるというふうには私は考えておるわけでありましてけれども、その点を踏まえて村長に改めてプロジェクトの立ち上げの必要性についてお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 これについては、積極的な提案ということでお聞きをしたいわけですけど、今までも、例えば職能というか、職域割といいますかですね、そういうところからいろいろご意見を吸い上げて反映をしてくる手法は持ってきたかと思うんです。

おっしゃるとおり、今回の総合計画については、一番の根本は、基本構想と基本計画の一番の根本は、やっぱり10年20年、10年先の、そのリニアとか三遠南信っていうことももちろん大きな山でありますけれども、その先をやっぱり考えた上で、中川村、これから人口は減っていきますよっていう中で、どういうふうな村づくりをしていくかという点でのやはり計画になろうと思っておりますから、先ほど言いましたのは、テーマ別といいますか、そういう形でワーキンググループをつくってですね、何回も会合を重ねる中で、そういう中でのこんなふうな村にしたらどうかと、こういうようなことをですね、議論していただきながら基本構想に反映していくという手法はとりたい。ただ、今、松澤議員おっしゃったようにですね、手法の、そのどういう方法がいいかっていうことはもちろん考えなきゃいけませんけども、住民の皆さんの意見をできるつ

ていうか、しっかり受けとめつつ、もう一つは、従来はですね、今までの計画の延長をもとに、ベースにしてたたき台をつくって、これを住民の皆さんにこんなふうにしたらどうですかという形で行政のほうからお示しをしていくというようなことが多かったわけでありますので、ちょっとこの手法は余りよろしくないだろう——余りじゃなくて、もう古いというか、よくないと思っておりますので、その点は、やっぱり直していきたい。それと、やっぱり、よく言いますとおり、今のところ考えられるのは、示した案については、いろんな方の意見をですね、しっかり反映するように、何ていいましたっけ、パブリックコメントっていうんですか、ああいう手法は、やっぱり持っていく必要があるだろうと思っておりますので、そういう意味で、今までとは、やり方は、やっぱり変えたいとは思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、とにかく村民を巻き込んでいくことが重要であると、村民に議論してもらって、村政に対して関心を高めてもらって、当事者意識を持ってもらえば、そして自分たちが考えたことが総合計画の中に反映されるということになれば、それ自体も含めて「ああ、私がやってきたことがここに反映されたんだなあ。」っていうこともわかって、村政への関心も非常に高まってくると思いますし、先ほど申しましたように、私は、これからは村民が主導していく、やはり村づくりっていうのは必要だと思いますので、リーダー育成っていう視点がものすごい大事だと私は思っているんですね。どんなものに対してもリーダー、リーダーが重要なキーポイントを握ってくるというふうには私に考えておりますので、そういう意味では、先ほど申しましたように、一昔前までの、議論し合って「ああ、あれは将来のリーダーだなあ。」っていうような人たちが出てくるようなことを村が今度は考えていくことをしないと、今のこの現代社会においては、なかなかそういう議論の場がなくなってしまっていて、リーダーと思われる人が見えてこないことが今の村の活性化につながってこないんじゃないかっていうふうには私に思っておりますので、もう検討してもらおうことを、ちょっと約束してもらって、これ以上は、もう、このことにつきましては言いませんけれども、一応、私はこういう考え方を持っておりますので、また、それも含めて課長会等で検討してもらえばありがたいなというふうに思っております。

それでは、引き続いて具体的な政策についてだんだんと議論をしていきたいと思うわけでありますけれども、先ほどの前段でも申しましたように、中川村でも人口減少対策としてお試し住宅だとかお試しシェアハウスだとか村営住宅の建設等の施策が進められております。この政策につきましては、短期的な移住政策としては、私は効果があるというふうに思いますが、やはり来てくれ来てくれの戦略だけでは一過性の施策になってしまっていて、やはり中川村の魅力を明確にして、その魅力を高め、中川村に来たいというような村づくりが必要だと考えているわけでありますけれども、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 中川村の魅力を外にっていうか、出してですね、来てもらう、みずから選んでもらうということは、確かに大事だというふうに思っております。なぜかっていうと、どこの町村も、私のところへ、ぜひ、ここが売りだでどうですかということやってお

りますので、そういう中では非常に、競争が非常に高い中での戦いといういい方はありませんが、取り組みが必要だというふうに思います。

お試し住宅ですとかお試しシェアオフィス、それから村営住宅につきましても、確かに移住してきたりするという段階では、一過性ではあるかと思えます。一過性でもですね、来てもらって、気に入って定住をしてもらう、こういうことで考えたのが、一つは、久しぶりでありますけれども小規模での分譲地開発をしてきたということでございます。

それと、最近言われているのがですね、よく関係人口っていうのを増やしていくのが、直接、私たちがいて、都会といいますか、人たちがいてという中で、その両方を行き来したりつないだりする、そういう人口をうんと増やしていくと、これが、やっぱりこちらへ目を向けてもらったり、一旦じゃあ中川へ来てみようっていうような、これを呼び覚ますっていいですか、そういうふうなことが言われておるわけでありまして、例えばNPO法人の伊那里イーラが行っている企業研修があるんですけど、こういう受け入れなんかも通じてですね、こちらの中川はいいところだなんていう形で、もしかしたら、その企業が来るかもしれないし、あるいは、その企業にお勤めの方がこちらへ来て住んで、その企業との仕事のやりとり、やりとりの仕事は、仕方はいろいろ今ネットを使ってという仕事もあるでしょうし、そんなようなことを考えております。そのためにですね、今回、おっしゃるとおりでありますので、予算、補正予算を計上したブランドサイトの構築、こういったものと、ふるさと応援基金、応援寄附金なんかは、ファンを増やしていくという取り組みの中では必要だと思っておりますので、おっしゃるとおりの方向が必要だということは考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、今やっている施策が決して間違っているとは思わないんですが、それをどういうふうにして今度は選ばれる中川村にするかということを考えていく必要があるなと私は考えているわけであります。

そこで、次にも書いてありますけれども、今後必要な施策っていうのは、私は、移住者から中川村が長期的に選ばれる地域にすることが重要であるというふうに私は考えております。この中川村の地域でイノベーションを次々とつくり出すことが大事であって、産業だけでなく、あらゆる分野で新しい組み合わせ、単純に、単純にお試し住宅だとかお試しシェアハウスだとか村営住宅だけではなくて、いろんな組み合わせを模索して新たな価値を中川村全体で生み出していくことが重要だというふうに思っております。そういう意味で、後ほどまた議論をしますけれども、そのパーツ、ものになるパーツっていうのが中川村にたくさんあるだろう、豊富にあるだろうというふうに考えておるわけでありますけれども、その点について村長の考えをお聞きします。

○村 長 今までの考え方では、確かにっていうか、私どもが気づかないこと、中川村に住んでいる私どもが気づかないよさ、パーツとおっしゃいましたけれども、そういったものについては、やっぱり都会から来た皆さんといいますか、例えば、今も話をしておるんですけども、東京の企業、実は、そのブランドサイトを立ち上げる必要がある

よと、魅力をどういうところに感じていくか、こんなような企画が必要ですよっていうことも提案をいただいているんですけど、そういう中で気づきをしっかり起こしていきたいというふうに思っておりますし、そういう、その何か異質のもの組み合わせを都会の皆さんは非常におもしろがったりとか、中川村だからこそ、こういうことができるっていうようなことを求めて来るのかもしれない。ちょっと、それはですね、具体的には申し上げられませんが、そんなようなことで考えておるところであります、非常に、イノベーションというふうにおっしゃったんですけど、ちょっと想像し切れないことがこれからは起き得るかなと、うまい展開によっては、そんなように、ちょっと今のところそんな認識でしかありませんので、パーツをというふうに言われても、ちょっと申しわけないんですが、そんな認識でございます。

○3 番 (松澤 文昭) パーツのことにつきましては、また後ほどもう少し議論をしていきたいというふうに思っております。

それで、先ほど計画最低のことの中で情勢判断だとか将来予測のことを言ったんですけども、私は、計画策定、計画を進める前段階としまして、中川村の現状について情勢判断を的確に行うことが必要だというふうに考えております。特に、人は危機的な状況になりますと思考停止に陥ってしまうということで、危機的な事態が想定されますと、最適な対処方法を考えることをやめてしまうということがよく言われております。中川村も将来的に人口が非常に減る、あるいは年少人口が非常に減るというような情勢も、情勢分析も出ているわけでありまして、そういう中で、現状だけを見ると漠然とした捉え方しかできませんけれども、中川村の将来人口について、過疎化の現状をむしろ受け入れちゃって、そして将来から、未来から逆算すれば、今やるべき中川村の状況が見えてくるんじゃないかなと私は考えておるわけでありまして。その点について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 過疎化の現状っていうこともそうなんですけど、今までずっと過疎状態ではありましたが、ここへ来てですね、やはり日本全国の人口が減るっていう衝撃的な発表があったわけですが、よくよく考えてみると、生まれてくる団塊の世代といいますが、の一端、そのふくらみが、また子どもたちを多く生みという、こういう流れがずっと、こういうやつがあったと思うんですが、これが統計学上で見ると、もう明らかに先細り、それと、平均寿命も団塊の世代がという、一定年齢、何ていいますか、平均寿命まで到達すると、それからもうどんどん高齢者の人口も減っていくと、こういうことが言われていますので、こういう現状についてはですね、認識をしておるつもりでありますので、何ていいますか、これからの基本構想とか基本計画っていうのは、先ほども申しましたとおり、この10年先っていうよりも、もう将来にわたって20年とか30年先のことを考えた上で、やっぱり今こういうふうにしていくべきだ、手を打っていくっていうことは、おっしゃるとおりだと思っています。

○3 番 (松澤 文昭) 私が一番今懸念をしているといいますが、将来予測の中で危機感を持っておりますのは、中川村の年少人口、0歳～14歳の人数であります。これ、日本創成会議の推計人数によりますと、平成52年には377人になってしまうということで

あります。これ、1学年当たりに換算しますと25人～26人の生徒数になると予測がされておるわけでありまして。したがって、中川村には東西2つの小学校があるわけでありまして、1学年平均の生徒数は12人～13人になってしまうというようなことになるというふうに考えられます。もちろん、西のほう若干多くなって、東のほうももっと少なくなる可能性が大きくなると思っておりますけれども、したがって、このことを深刻に受けとめる必要が私は先ほど申しましたようにあるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。年少人口を増やすために、子育て世代である、やはり20歳代～40歳代の若者世代の移住に焦点を当てる政策が私は中川村に必要だろうというふうに考えております。中学校で1学年36人以上になると2学級になることを考えますと、安全性を見て1学年当たりの目標生徒数を40人とすれば、親子4人、夫婦プラス子ども2人のモデル世帯を毎年7世帯から8世帯移住してもらわないと、先ほど言ったような中学校で1学年当たり2学級にすることにならないというふうになります。したがって、中川村の移住政策として重要なのは、移住希望者全体を考えるのではなくて、もちろん移住希望者全体を考えることも必要でありますけれども、特に子育て世代である20歳代～40歳代の若者の世帯の移住に焦点を当てるべきだろうというふうに考えておるわけでありまして。村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 今お話にあったことは、議会から提言をいただきました人口の、何でしたっけ、中川村の人口減少対策に関する提言の中でも触れられておりましたので、それは私も読んだところでありますけれども、そのことについては理解を、深刻だなあとということになるぞということで理解をして——理解をしていきたいというか、理解をします。

これから20歳～40歳代の若者が、やっぱり家族を持って働き盛りである若い人が移住すれば、村に活気も出てくるだろうし、産業も関連したものがですね、元気になるだろうというふうに——いうことは想像します。何よりもですね、年少人口の急激な減少、急激な減少というか、このままいくと、やっぱりこういう、何か一次曲線みたいに、こう下がっていくわけですよ。そういうふうな減少をですね、その角度っていうか、それを、一次曲線のそのXの部分のAの字をちょっと小さくする、こういうようなこと、つまり鈍化をさせるといいますか、そういうことでは効果があるんじゃないかなというふうに考えておりますので、これからまた、いろんな提言の中ではですね、もちろん総人口も大事ですけど、特にやっぱり新しい皆さんが、中川へ結構住宅を探して来る皆さん、見ていると若い方が多いので、そういう点では要望もあろうかと思っておりますので、そういうところとうまくマッチングするような具体的な施策はとっていく、そのためにできるだけのことを考えていくということは当然のことだろうというふうに思っています。

○3 番 (松澤 文昭) そこで、先ほど申しました子育て世代である20歳代～40歳代の若者世帯の移住をどういうふう施策として結びつけて実現をしてくかということについてこれから聞いていきたいと思うわけでありましてけれども、中川村は、自然環境には恵まれておりますけれども平たん地が少ないということで、工業用水の確保が厳し

い中、大規模な工場誘致は厳しいのが現況だと思うわけでありませう。

しかし、現在は情報社会ということで、新しい働き方を求める企業、働く場所を選ばない企業が多く存在します。これらの企業は、災害に対するバックアップセンター機能として交通アクセスがよくて豊かな自然があり、情報通信網が整備されている地域を探しております。例えばサテライトオフィス、それからベンチャー企業、あるいは研究機関等があるかと思っておりますけれども、これらの企業は、ビジネスの場としての中川村の地域価値を高めてやれば、自然に中川村に集まってくるのではないかとこのように私は考えております。村長のお考えをお聞きします。

○村 長 サテライトオフィスについて言いますと、やっぱり結構というか、都市部にどうしても、まだまだ都市部のほうに集まっていますし、シェアオフィスについてもですね、いまだに都市部のほうが実は人気があるという話がある、講演でお聞きをしたことがあるんですけども、理由とするとですね、同業者の方ですとか、さまざまな業種の人たちと情報交換や連携が図りやすいと、都会のほうですね、それで、そのことによって新たな仕事につながっていくということに価値を見出しているんだろうと思います。いろんな意味でですね、企業に出勤しなくても一定の集まりができますサテライトオフィスでの仕事、企業に出勤せずとも自宅と会社をインターネット通信でできる仕事など、今ありますので、中川村の環境を生かした仕事を選択してもらったときに、かなり創造力を求められるとか、そういった業種になるのかなあって勝手に判断するんですけど、何となく根拠が薄いわけでありませうけれども、職種が限定されるかとは思いますが、通信網の能力ですとか、中川村の景色とか環境を考えて、企業が中川村を選んでもらえるような仕組みづくりをしていくってことは大事だなあってこのように思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、先ほどのパーツって言うことで言うと、後ほどもう少し議論はさせていただきますけれども、中川村にパーツはあるよって言った基本のベースの中に、私は2つあります。といいますのは、中川村、今、美しい村連合に入っておりますので、自然の豊かさはありますよね。一つは。それから、9年後には一応リニア中央新幹線の開通が見込まれておると、あるいは三遠南信自動車道の開通が見込まれておると、そうすると交通の便は非常にアクセスがよくなるわけですね。ですから、私が考えておるのは、先ほどから言っておりますように、そのベースになるものが2つあるんですね。それにもって行って中川村の地域価値を高めるような施策をしてやれば、それでもう3つの、3つのパーツの組み合わせができるわけですね。そして、そのほかに、また、私は次の後半でまた違うパーツの考え方も出しますが、そういうものを組み合わせることによって、一つだけでは他の市町村と同じようなことをやっているんですけども、それらを組み合わせることによって「ああ、中川村は違う価値でビジネスの場としての中川村の価値を高めているんだな。」あるいは、後ほど申しませうけれども「働き方に革命を起こすような地域にしようとしているんだろうな。」というようなことがわかってくれば、別に宣伝をしなくても、そういう人たちが私は集まってくるだろう、だから、そういう施策が必要だということをおは考えて

おるわけでありませう。

そこで、このことは後ほど申しませうけれども、一つ、その地域価値、働き場所の地域価値を高めるための一つの政策として、私は、エコーシティー・駒ヶ岳による光ファイバー網の整備が終わりました。これで中川村のインターネット環境が大幅に改善をされたと思っております。しかし、これだけでは、これだけでは他の市町村と全く同じことだということでありませう。そこで、これに例えば無線LAN網の整備ができれば、先ほど申しませうとしたビジネスの場としての中川村の地域価値は格段に向上するこのように考えておるわけでありませう。中川村は、御承知のように総務省の支援事業として役場、文化センター、村内3小中学校の5カ所に無線LANのアクセスポイントの設置が行われております。これ、長野県内では白馬村と中川村だけということです。したがって、一つは、こういうものもう少し拡充をすることによって、先ほど申しませうように光ファイバープラス公共無線LANの施設も充実しておると、充実しておる中川村だよということ、また一つパーツが増えるわけですね。こういうものの組み合わせを上げていくことによって、私は中川村の地域価値が上がるんだろうと考えておりますので、その点を含めて村長の考えをお聞きしたいと思っております。

○村 長 無線LANの整備については、おっしゃるとおり、中川村につきましては、役場、文化センター、3つの小学校、これに整備をいたしました。これも補助事業であります。

何ていいますか、ファイバーFTTHって言うんですか、自宅の中まで光ファイバーでつなぐ、こういう工事をいたしました。確かに、エコーシティー・駒ヶ岳の管内でありますので宮田から中川村までは、ある点では、小さいながらも、そういう条件では非常に先進といえますか、整っておると言うことは言えるかと思っております。

おっしゃるとおり、無線LANといえますかね、そういう無線LANが使えるポイント、アクセスのポイントを屋内外にしっかり持って行くと、そういうふうなところで、何といいますか、多数配置することによって仕事の場が非常に広がる、都会にいらなくても、ここでも同等のことができるというような売りがあるんじゃないかということかと思っておりますけれども、何か英語の言い方で言うとノマドワークって言うのがあるみたいなんですけど、パソコン1つにですね、あるいは携帯電話といえますか、そういったもの1つでもって、固定した場所じゃなくて、いろんなところへ行って仕事をできると、するこの、そういう働き方もあるようでありませうけれども、ビジネスの場としてのやっぱり価値を、中川村としての価値を向上させていくには、やっぱり、どうしても仕事の拠点といえますか、ある程度、オフィスといえますか、いろんな意味で関係者が集まって来られる、数人でも、こういう場がどうも必要ではないかなってこのように思っておりますので、その整備もやっぱりあわせてやっていかないとこのように思っておりますので、今考え方なんですけど、ちょっと私の判断が、ちょっとよく、間違っているのかもしれませんが、無線LANを決して否定しているわけじゃなくてですね、人が集まりやすいところで、行って、そこで使える、憩える、そういうところでミーティングをしたり、そういう機会を使って捉える、こういう場所が増えてくるって

うことも非常に、中川村のいろんな広い意味での、固定した場所じゃなくて、どこでも、そういった働き方っていいですかね、こともできますよという意味では、ちょっとおもしろいのかなとは思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたシェアオフィスだとか、私はそういうものを否定しておるわけじゃなくて、それも大事なんですが、その前段の、前段の働く場所としての基盤整備をする、中川村の基盤整備をするということの中で、光ファイバー網も整備ができました、無線LANで無線LANの整備ができましたということになると、必然的に周りから見ると、中川村を見る目が違ってくると私は思うわけです。といいますのは、私が、6ヶ月くらい前でしたかね、朝5時に、ここへ研修するために、朝、車で乗りつけたんですよ。そうしたら、私は知らない人でしたけれども、外国人の女性が私のところへパソコンを持って寄ってきまして「すみません。この方ですか。」って言うもんで「いや、町内の者じゃない。」って言ったら、そうしたら「いつもはここでインターネットが外で使えたんだけど、きょうはちょっとアクセスができない。」って言うようなことを言っておったんですよ。そのときはアクセスができなかったかもしれないけれども、そういう口コミで広がっていることも事実だと思うんですよ。結局、そういう人たちは、そういう口コミの中で情報が広がっていきますので、整備ができれば、そういう人たちも必然的に中川村の地域価値っていうのが、ああ、だんだん中川村っていうのはこういう村になってきたんだなっていうことがわかってくると思うんですよ。だから、私は、そういう基盤整備、仕事の場としての基盤整備を中川村としていち早くすれば、他の市町村と違った移住政策ができるんじゃないかなと考えておるわけでありましてけれども、どうでしょうか。

○村 長 その方は、あれですかね、観光で見えた方じゃなくて……。

○3 番 (松澤 文昭) そうです。

○村 長 ああ、そうですか。一般的にっていうか、よく最近テレビで見ると、都会やなんかへ行くと、もうインバウンドといいますか、外国から見えた方は、もう、そういった無料のところの情報をどこから得るかという、無料で使えるWi-Fiってやつだと思っております。それにつなぐことによって中川村でのいろんな情報を得られやすいっていうのが考えたことなんですけど、確かに、それは一つあると思います。ただ、私が言っているのは、ビジネスとして考えた場合には、例えば、もう少しお試しを、今はシェアオフィスなんですけど、どこか農家住宅を、例えばお借りする、あるいは買い上げてですね、そういったものを整備をしてオフィスとして、誰でもいいんですよ、そこを使えるように、もちろんお金払ってもら必要はありますが、そういう拠点をやっぱりつくっていくということは必要かなと思います。ただ、それがすぐ、公共無線LAN、Wi-Fiっていうんですかね、それをいろんなところに、各地に、どこでも——各地にっていうか、村内中つくるのが、これが絶対いいかどうかということは、ちょっといろんな面で検討をする必要があるかとは思っておりますけれども。

○3 番 (松澤 文昭) 私も、そのWi-Fiを村内中っていうことは考えていないんですが、

もう少し公共施設の部分で拡充をしたらどうかというふうには考えは持っております。

それで、村内中っていう発想の中では、次に書いておきましたけれども、もう一つは、御承知のように、地域広帯域移動無線アクセスということで、通称地域BWAというようなことが言われておりますけれども、このことをエコーシティー・駒ヶ岳と検討をして、このことも検討していくことが私は必要じゃないかなあというふうには思っております。地域BWAっていうのは、1つの市町村の行政区域の全部または一部、あるいは都道府県の行政区域の一部などを対象としておりまして、この地域BWAシステムは、これらの対象区域において、地域の暮らしだとか、あるいは防災情報の配信だとか、児童・高齢者の見守り、学校などのネット利用、公共機関の運行情報、商店街監視カメラなどの映像伝送、条件不利地域の解消など、地域住民のためのサービスの実現を図るために地域BWAを活用した地域公共福祉の増進に寄与するサービスの計画を立てるということの中で、それらの条件が満たされれば、総務省が審査の上、地域BWAの無線局の免許が付与されるということで、これが中川村とエコーシティー・駒ヶ岳の協定ができれば、エコーシティー・駒ヶ岳の中で地域BWAの無線開局ができるということでもあります。したがって、このケーブルテレビ事業者が自治体と連携協定などを結んだ場合に限って無線免許を与えられるこの総務省の制度の地域広帯域移動無線アクセス、地域BWAの実現についてエコーシティー・駒ヶ岳と検討をしていくことも私は必要かなあ、できれば、このことができれば、先ほど言ったような中川村のビジネスの場としての地域価値が格段に向上すると、要するに、光ファイバーとの2点セットという形の中で格段に向上するというふう考えておるわけがあります。そういう点について村長のお考えをお聞きしたいというふうには思います。

○村 長 エコーシティー・駒ヶ岳でありますけれども、平成30年度で検討したいというふうには考えておるようであります。収支について試算をしておるといふふうに聞いております。

取り組むにしてもですね、地域BWAってやつは市町村ごとに認可が必要だというふうには聞いておりますし、1つの基地局からカバーできるエリアも半径2km程度と、これが広いか狭いかっていうことで、全部をカバーしようとしたら、これはたくさん要るわけでありまして、これの投資も必要になってくるという中で、まずは駒ヶ根市で実験してみたいというふうなことをエコーシティー・駒ヶ岳は考えておるようでありますので、してみたいということでありましてですね、方向は出ておるようでありますけれども、じゃあ本当にやるのかどうかっていうことは、まだこれからと、それとですね、費用が明らかになる必要がありますので、これも、やってみて、これは非常におもしろいぞっていう段階までですね、ちょっと手をつけるのはどうかなあというふうには思っております。その段階まで方向性をちょっと抱きつつですね、見ておく必要があるんじゃないかと、なぜかっていうと、この地域BWAというその制度とですね、無線LANも各地にっていう話になってくると二重投資になるきらいが非常にありますので、どっちが見ていくべきかっていうことは、やっぱり十分見きわめる必要があると思っておりますので、エコーシティー、駒ヶ根市の動きをまずは見た

いということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私も先ほどの無線LANと両方は必要ないと思っておりますので、検討する中でどちらかにするべきでありますし、できれば、地域BWAのほうが中川村の全地域をカバーできますので、このほうがきっと中川村の地域価値は上がるんだろうというふうに思うわけであります。

それで、ちょっと間違っておったらすみませんけれども、私の記憶しておる限りでは、須高で確か入れたような話を聞いておりますので、そこら辺の実態を見てもらって、私はね、それなんで、駒ヶ根っていうよりかも、中川村の中で率先して議論をして、先ほど言った中川村に若い世代を移住させるんだっていう施策の根本施策としての整備ということの発想の中から考えれば、中川村がいち早くこのことを導入することが中川村の地域価値を格段に向上させる、私は方向づけになるんじゃないかというふうに考えておりますので、そこら辺も含めて、村長、どうでしょうか。

○村 長 技術的な今の日進月歩の話はですね、よく私も十分聞いて理解をするのに時間がかかりますので、これは考える必要がありますけれども、松澤議員おっしゃるのは一つの方法だと思います。

ただ、うちの中までですね、光ケーブルが通っていて、通信速度っていうのはそこへつなぐことによって非常に早いわけありますので、いろんな無線を使ったり、いろんな地域BWAでの電波を使ってということよりも、実際には勝てないんじゃないかなというふうに、有線につないだほうがですね、っていうような気もするわけありますので、ちょっとそこんところはですね、よく、須高というお話もありましたので、実際どうなのかっていうことは、ちょっと、入れる、入れないは別にしてもですね、聞いて、うちにとってどうなのかっていうことはしっかり調べていく必要があると思っております。そういう意味で調べていきたいということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、外で、こうね、パソコンが使えるなんていうことがすごい魅力になるなど、私は個人的には思っております。

それで、ちょっとまだ10番以降があるんですが、ちょうどここから内容がちょっと変わりますので、ここで私の質問は終わりたいと思っておりますけれども、実は、私の任期は、議会では今度だけでありまして、実は、この質問を全部最後まで終わらせなかったんですが、ちょっとボリュームが多過ぎて最後まで行けませんでした。もしかしてこの場に立つ機会がありましたら、皆さんはまた、メンバーかわりませんので、引き続きまた質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりとします。

○議 長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、7番 小池厚議員。

○7 番 (小池 厚) 私は、さきに通告した2問、すなわち行政の指導性についてと役場窓口の対応について村長の考えをただしたいと思っております。

ただいま松澤議員のほうで非常に濃密な一般質問でしたので、私のはちょっと関連論的な部分が多くなってまいりますけれども、私、この間5年4ヶ月ですか、議員や

らせてもらって、その中で、この行政の指導性の問題、何度か取り上げてまいりました。あえてまた、ここでそういったことを質問させていただくわけでございますが、この行政の指導性については昨年3月と6月の定例会の2回にわたって質問をしてきました。それは、一つには、地方創生政策が導入される中で、この流れに乗りおくれることなく、人口減少に対する中川版の政策をどのように具体的に取り組むのか、村の対応を確認するものでございました。これに対しては、先行部分の取り組みとして平成27年度の補正分での一定の取り組みをし、積極的に対応してきたと思います。また、追加事業についても、この春完成し既に入居者もいる若者住宅メゾン中組の建設や小平地区に完成しましたお試し住宅、さらに上前沢に完成したお試しシェアハウスなど、人口減少対策に有効だと思われる住宅建設に具体的に取り組んできていると思います。これらは、国や県のさまざまな政策に対して住民の利益にかなうメニューをいかに感度よく積極的に具体化するかといった役場職員の積極性、すなわち行政の指導性によるところが大きいと思っております。

そこで、最初の質問の(1)について現時点の成果を確認をしたいと思っております。

先日のお試し住宅及びお試しシェアハウスの内覧をしたわけですが、限られた予算の中だが、よくできていたと思います。

3月議会でも質問しましたが、利用する人を呼び込むためにどのような取り組みをしてきているか、また、現時点の成果はどうかということを数字的なものも含めて確認をしたいと思っております。

○総務課長 それでは、お試しシェアオフィスの状況につきましてご説明をいたします。

まず広報の関係であります。チラシやパンフレット、インターネットのほか、現地や首都圏でのイベントを通じて広報を行っております。力点とすれば、いわゆる紙やネット媒体よりも、現地と申しますか、都会で人と実際に接する機会のほうに力点を置いてきたかなあというふうに思っております。1回は、昨年10月ですが、現地で、現地を改修前の状況であります。プロモーション活動ということでやっております。その後、11月以降、東京で、日本橋、あるいは地域おこし協力隊の募集の場などを通じてPRをしてきたいという経過であります。チラシにつきましては、銀座NAGANO、それから県の名古屋事務所に配置をしたほか、村内向けにも組回覧をお願いをしたということでもあります。

また、シェアオフィスに限りませんが、移住、定住の施策については、銀座NAGANOをはじめ東京事務所、名古屋事務所、あるいは楽園信州の東京移住交流センターなどを活用してまいりました。

数字も含めての成果ということでありますが、実績でありますけれども、いわゆる個室につきましては、3室あるうちの1室が1年間の契約になっております。

1室、申し込みを受けましたが、事実上は全く利用がなかったということで、1ヶ月の申し込みでしたが、それはキャンセル扱いをしてまいりました。

それから、大部屋のほうですけれども、2社、2団体が累計7日間利用をしてきていただいております。

また、ダイニングスペースにつきましては、時間貸しが1件あったというのが、これまでの5月までの実績であります。

成果をどのように見ているかという点であります。申し上げましたように情報発信はしておるわけですが、率直に申し上げて利用が広がっているという状況ではないというふうに見ております。この企画、このシェアオフィスの企画に当たっては、都市圏から中川村に向かう利用者を意識したものというふうに理解をしておりますけれども、やはり簡単ではないなというふうに再認識をしております。

都市圏に向けては、まず中川村を知ってもらい、その上で仕事も考えてもらえるようなアプローチをしていく、そのためのツールというか、とにかく、まずここに来てみてくださいねという、そういうためのツールとして位置づけていくことになるのかというふうに思います。

現在、村にさまざまなチャンネルでかわりのある都市部の企業さんがおりますので、そういった皆さんに「ここを使えませんかねえ。」というような働きかけを始めているという状況であります。

一方、大部屋のほうの利用を見ておられますと、伊那谷の中にも、近在のところにも、こういったスペースに対する需要はあるのかなあというふうに思います。定期利用をしておられる方々の発信力といいますか、口コミも活用して、徐々にですが広めていきたいなあというふうに思います。

重複しますが、中川村を実感して、ここで起業を考えるきっかけとしていただくということが目的の一つでありますけれども、そのほかに、中川村の皆さんにも、そこにお見えになる方から刺激を受ける場になることも期待をしております。何らかのこういう交流イベントも考えてはいきたいというふうに思います。しかしながら、あくまでも仕事の場でありますので、余りその交流のほうにフェーズが傾斜し過ぎないように気をつけなければいけないかなあというふうに思っております。

○7 番 (小池 厚) 総務課長のほうから非常にいろんな手段を使って広報等を取り組んでおられるということがお話になりましたけれども、すみません、ちょっと勝手なことを言うようですが、もう少し大きな声でゆっくりしゃべっていただくと、私よく聞き取れると思いますので、すみませんが、課長、すみません、よろしく願いします。

それでですね、私があえてここです、行政の指導性について質問するのはですね、ここにも書いてありますけれども、目的意識を持った人ならばですね、役場にも問い合わせをしたりすると思うんですが、先ほど3番議員だな、おっしゃられたように、行政任せの人が非常に多いわけでございます。新しい施策が例えば施行されてもですね、実際に自分たちにどのようにかわってくるかは、もう役場からの広報ほかの情報でしか知ることができないわけです。以前にですね、住民の内発的な思いを行政が支援する発言をされた方がおられましたが、そういった発想ではですね、行政は停滞をしてしまうというふうに思います。何度も言うわけですが、地方創生がうたわれたときの村の対応は素早い対応でした。議会からの提案もしっかり受けとめ

てくれて、具体化してですね、計画に生かされたと思っています。引き続き職員の積極性を引き出して、各種制度を有効に活用してですね、活力のある行政運営を担っておりますけれども、村長、こちら辺の考え方を聞きたいと思います。

○村 長 村民の、その方のなりわいをさらにこうしたいけれども支援してもらおう策はあるでしょうかといったような問い合わせですとか、例えばですね、バスの運行がなくなってしまったと、買い物が不便だから1便くらい出して、ほしい、それから時間帯に運行、それも暗くなってからでは困るわけでありまして、時間帯に、買い物の時間帯ですね、運行してもらえるようなことがしてもらえないかという、その村民の方の声っていうのは聞いておりますし、常に生活と行政の関係を意識している方から、やっぱり聞こえることが多いんじゃないかなというふうに思っております。行政任せっていうのが、特に不都合を感じないから、そうなる経験をしたときに改めて考えて制度の問題点を思う、思うんじゃないかなあというふうに思うわけでありまして。行政施策に関心を持つ場合っていうのは、きっかけってさまざまだと思うわけです。

曾我村政の時代につきましては、先ほどおっしゃられましたが、地方創生のまち・ひと・しごと創生の中川村総合戦略、作成は短期間だったわけですけど、これが、もう今この時点で要望を上げないと、もう取り残されるよっていう言い方はないんですが、ある面、危機感ではありませんけれども、それで全力を挙げたということもあったかと思えます。そういう中でも、やっぱりやれば、よくまとまった計画じゃないかなというふうに、自身、私自身は思っております、よくその中でも予算化をして実行に移していただいたかなと、もちろんシェアオフィス、お試し住宅もそうですけども、これも議会の同意があつてのことでございます。

シェアオフィスの内容検討については、先ほど総務課長が申しあげましたとおり、いろんな分野の方にかかわっていただいて、意見をできるだけ取り上げてきたと、議会の中からも、視察に遠いところまで行かれた、その経験を提言としてまとめて、こうあるべきだというお話をいただきましたので、こういったものを総合的に受け入れてきたことが、やっぱりいい方向に行ったんじゃないかなというふうに思っております。都会の起業家の方の卵ですとか、農村でクリエイティブな仕事を考える若い人たちに、やっぱり発信をしてきたいと、現地の中川村で、この彼らのアイデア、使いやすさなどの意見を施設設計に取り入れてきた、重複しますが、これが非常によかつたし、これからも、やっぱりこうあるべきだなというふうに、一方で行政だけが突っ走るっていうのは、もうそういう時代ではないだろうというふうに思っております。褒めるわけではありませんけれども、担当となった職員については、いやが応にも真剣にやってきたという、いろんな角度から取り組んでいるという意味でありますので、私が職員のとときには大分変わってきて、いい動きではないかなというふうに思っております。

行政の手法としましてはですね、企画会議を、先ほどの3番議員のときにもお答えしましたけれども、企画会議を置いておりますので、私自身の公約ですとか、きょうも議論がありましたけれども、議会から上がってきたご意見、こういったものを受け

て形にしていくために、全部の課長からなりますこの特化した会議もしておるんですけど、これをやって、問題ごとに関連部署の係長、関連部署ですから関係してくれば何人かの係長が部署が違って集まるわけでありまして。こういった参画する組織をつくっておりますので、こういったものを大事にしていきます。個別には、関連部署の若手職員からできる、なります特別検討会議、世間でいうプロジェクト会議っていうのを、またその下に置いてですね、具体的に詰め、上から下ろすわけですけど、具体的にぐちゃぐちゃ、ぐちゃぐちゃ、こういうんなところで練ってもらって、ときには反発もあつたりするわけですけど、そういう中から物が進んでいくんじゃないかなというふうに思っておりますので、頑張っていきたいというふうに思っています。

何ていいますか、活力のある行政って一体何かということでありましてけれども、行政経験の中ではですね、今まではこんなことはできっこないというふうに思っていることが結構、経験則の中から言うと多かつたわけでありましてけれども、そういうことは、やっぱりしてはいかんだろうなというふうに感じておりますし、今ある制度の有効的な活用はもちろんでありますし、内発的なのということは、これではいけない、だめだつていうお話もありましたけれども、職員の側から言いますとですね、あの当時から、やっぱ「アンテナを常に高く持っていなさい。」ということと言われておつたことでもありますので、「ぜひ、だめもとで提案説明するように。」と、そのときにも言われておりました。活力ある行政運営って何を指すのかという、非常に難しいんですけど、難しいけれども、その限りある財源を有効に利用する、補助事業を研究をする、上司に提案していく職員の姿が大変大切だと思っておりますし、ちょっと先ほどの3番議員との議論の中でも思ったんですが、これからは確かに、今では考えられないような、行政、昔の行政マンといえますかでは考えられないようなことをしていかないと、住民のニーズとか意識とか、村全体をこういうふうにしていくということにはなかなか結びつかない場合もあるかと思っておりますので、常に行政の活力っていうのはそういう手法をとっていくことがこれからは必要なんだろうなあと思っております。

○7 番 (小池 厚) ただいま村長から、これからの役場の取り組み方、また職員の仕事の仕方についても、こんなふうに行きたいというお話がございましたので、基本的には私も同感でございます。活動のパターンはですね、庁舎の中にいるだけではありませんので、外へ出かけていくということも必要だと思っておりますし、ぜひ、そんな積極性を持ってやっていただきたいというふうに思います。

それでは、続いて2つ目の問題に移りますが、役場窓口の対応についてということで、自分自身が以前から感じておつたんですが、前よりは多少ついでいいますか、大分明るくはなってきましたが、まだまだ庁舎内の雰囲気は暗いわけですね。これは、ここの中川村役場だけにかかわらずですね、私、仕事をやっていたところへたまにOBということで行くわけですが、そこでもですね、やっぱり暗い感じがします。それは何でかということなんですけれども、やはりパソコンを眺めているっていいですか、見ている時間が長いということで、周りのほうに気が配られないというような、そんなことがあるかと思うんですが、そこでですね、聞きたいのは、接遇の研修をしている

か、ないとすれば研修の必要性を感じているかっていうこと等について、ちょっと少しく聞いてみたいと思います。

1番目ですが、それぞれ人には個人差があると思うんですが、役場に来る住民の方の多くは、庁舎に入ってきたときにですね、多少どきどきしていると思うんです。こんなときに来庁者に気づいた職員がにこやかに声かけをしてくれると、ほっとすると思うんです。ところが、私が自分の経験から言うわけですけども、業務に追われパソコンと向き合っていると、来庁者に気づかずにですね、自分の担当の方とわかつたところで始めて気がつくときすらあるわけですね。難しいとは思いますが、この気づきをですね、早くするような研修、あるいは接遇の研修をする必要があると思うんですが、そこら辺についてどうお考えでしょうか。課長でいいですか。はい。

○総務課長 まだまだ暗いとは申せ、大分明るくなったというふうにお褒めを頂戴をいたしました。

若い職員につきましては、マナーは昔と比べますと格段によくなっているのかなというふうに感じております。

最近では、新規採用職員に対する研修としまして2日間行程を年2回というふうに行っております。この中で、基本的な公務員としての知識のほかにビジネスマナーも学んでいただいております。このあたりも成果として多少は出ておるのかなあというふうに思います。

そのほか、職員全体を対象とした村独自の研修というものを平成24年度から行っております。毎年5月ごろ開催をしております。ことしで7回になりました。通常の業務終了後に自己研さんという形で参加をしてもらっております。これまで7回のうち3回のテーマが窓口接客とクレーム対応というものでありまして、いわゆる接遇の研修でありました。ことしは公務員倫理と使命ということをテーマに行いましたが、こちらも住民の信頼を得るといふ基本の部分では接遇に通じるものがありまして、これを含めれば半分以上は接遇にかかわる研修であったかというふうに思っております。こういった研修は一度で効果が出るものではありませんので、来年度も引き続き窓口接客をテーマにしてやっていきたいというふうに考えております。

○7 番 (小池 厚) 今、課長から答弁があつたんですが、私が前勤めていたのは県の機関でございまして、何年かすれば異動ができて、その場から立ち去るっていう方はよくないんですけども、いなくなることがあつたわけですが、村の職員の方は逃げることはできません。そういった点では、印象がですね、ずっと後まで残るっていうことがあるわけですね。その点では非常に私よりも厳しい対応を求められるというふうに思います。

私一つ提案をしたいと思うんですが、(2)に入りますが、多分、言葉が違つたらすみません、ワンストップサービス、こういう言葉があると思うんですが、そういった対応をする、これは、1カ所で所期の目的が完結できるサービスのことのようにございまして、これをですね、活用して、最初に来庁者に気づいた職員がですね、用件を聞いて担当の係まで案内をする、また用件を聞いて回答を持ってくるといった

スピード感のある対応も必要だと思うんですけども、こちら辺についてはどうお考えでしょうか。

○総務課長 ワンストップサービスにつきましては、議員おっしゃられたとおり1カ所で用が足りるということでありまして、役所の関係でいいますと、あちこちの窓口を回らなくてもよい姿というふうに捉えられております。

役場の中でも平成17年度におきまして、事務改善委員会というものがあまして、いわゆる窓口、主に保健福祉課、住民税務課の付近の窓口のあり方をどうしたものかということを検討した経過があります。そのときは、来訪された方の動線はできるだけ短くするという視点で検討をしてみましたが、結果として、現在以上によい配置がその時点ではちょっと見出せなくて終わっております。

また、お話にありましたように、1つの係もしくは1人の担当者がすべてのサービスに対応する、いわゆる携帯電話ショップのような体制についても議論してまいりましたが、行政では非常に難しいという上に、各業務間の連携ということを考えますと、例えば間違いが起きたり余計に時間がかかったりということ、効率的ではないのかなというふうな判断をしたという経過があります。

当村におきましては、お見えになった方が、何に、どこそこのことはどこの窓口ですかというふうにお尋ねをいただいた場合は、何番の窓口ですというふうにとどめることもあります。具体的にこういうことで来たんだけどというふうに要件を承った場合は、担当窓口まで用件を聞いた職員がお連れして、同時に担当者にこういう要件の方がお見えだということをつなぐようにしております。

また、最近は高齢の方が大変多くなりまして、動くのもなかなか大変という方も多くなってまいりましたので、窓口あるいは近くの椅子におかけいただいております。各所の担当者がそちらに向いてご用件を伺うということも最近特に目立ってきております。

いずれにしても、臨機応変に迅速、丁寧な対応ができるようにこれからも工夫を重ねてまいりたいと思います。

○7 番 (小池 厚) 非常に親切丁寧な対応をされているってお話を聞いて、半ば安心をしておりますけれども、私、老婆心ながら最後に一つ加えさせていただくと、回答には、やはり期限つきの回答をしていただきたいということをお願いいたします。これは、すぐ結論は出なくてもですね、幾日までに内容を調べておきます、あるいは幾日までに回答します、窓口は誰々ですというような名前までですね、あるいはその対応した人が、私、何の何々ですというような名前を言ってですね、私に対応しますというような責任の所在を明らかにした、そういった回答をしていただければいいのが来た方に非常に安心感を与えると、また、そこで信頼関係が結ばれるというふうに思います。そんなことを最後をお願いしてですね、私の一般質問を終わりますが、いずれにしても、役場の職員の方に対しては、いろいろ申すわけですけども、こういったちっちゃな村でございますので、ぜひ、少ない人数でもですね、一生懸命、元気に明るくこれからもやっていただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。

○村 長 これで終わりというお話でしたけど、今提案をいただいたっていうか、係を言って、いつまでに回答をします、責任の所在を明らかにして、その期限までにきちんと返事をするって大事なことだと思いますので、きょうお話いただいたことはですね、全般にみんな職員も努力はしているんですけど、長い間の習慣って恐ろしいもので、実はこういうことも言われております。隣の町、北の隣ですね、と比べると非常にあいさつができていないと、まだまだそういうことを言われますので、何というか、非常にこう耳の痛い話かなあと感じておりますし、そのことも含めて、今おっしゃられたことについては、きちんと議論をしつつ、こういうふうな回答って大事なことだと思いますから、諸君には徹底をしていきたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

○7 番 (小池 厚) じゃあ終わります。

○議 長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

次に、9番 村田豊議員。

○9 番 (村田 豊) それでは、私は3問出しましたので、幾つも聞くことがありますので、細かい経過等についてはわかりやすく簡略にぜひ回答いただくようお願いをしたいというふうに、最初、思います。

最初の1点目ですけども、交流センターが設置をするというような動きが大分見えてきたわけですが、本当に実現するのかどうかということをお聞きしたいと思います。このことは、今から7年前、23年度のときに、私、最初にチャオの中へこういった情報発信基地をどうかという質問をしまして、その次の年には6次産業の取り組みにあわせて、できたら予算化を具体的に進めてくれないかというお願いをした経過があります。ずっと来まして、昨年12月に再度、私のほうからどういうふうになっておるんだということをお聞きしました。

1問目として、特に、そのときは、24年の質問のときに答弁をいただいたのは振興課長さんをしておられました、どなたかちょっと忘れちゃったけれども、「観光案内のできる交流センターの検討を始めます。」ということをお聞きをしました。聞いたんですけど、検討しますというのはいい言葉だと思います。それからもう7年がたったというふうに思います。私がなぜこのときに言ったかっていうと、下伊那では、豊丘の第1次から始めて、松川、喬木——喬木ももっと早かったと思いますが、そして高森あたりも交流センターがつくられておられました。そういう先進事例のいいところを聞きながら、こうこうこういう内容で取り組んでおるからどうですかという話をしたつもりでしたけれども、なかなか中川の場合には立ち上げができなんだ、長い期間がかかっているというふうに思いますけれども、どのくらいまで7年たちましたけれども取り組みが進んだのか、途中経過は、もう過去のことですので、簡単で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

○振興課長 交流センターの名称につきましては今のところ仮称ですけども、交流センター構想につきましては、平成25年度に中川村農業振興方策としまして農業体験、観光農業、農産物の販売、加工品等を一体的に取り組む組織が必要ではということで、営農セン

ターとして検討が始まりました。当初は、どのような組織が望ましいかといったところで同様な組織のある幾つかの町村のほうを視察を行いながら検討をしてきたところですが、おっしゃるとおり、なかなか進まなかったというところがございます。平成 27 年度には農業観光交流組織設立研究会を立ち上げまして、各種団体の皆さんに加わっていただきまして検討を始めてきたところでもあります。南信州観光公社や豊丘村の取り組みなどを視察研修してきましたけれども、検討の中で、組織より、まず何を、どんな事業を行うべきかといったところが必要ということでありました。必要に応じた組織のあり方が見えてくるとしまして観光型農業ですとか民泊の取り組みがスタートをいたしました。体験型観光等の勉強会を開催しまして、まずはということで農家民宿の取り組みが始まってきたところでもあります。御存じのとおり、当初は 5 軒程度の農家民宿でありましたけれども、現在は村内に 18 開催をされております。大型 1 台分の修学旅行生を受け入れることができるようになりまして、ことしも今のところは 10 件の受け入れの予定がございます。さらに引き合いがあるので、もう少し数は増えるかなあというふうに思っております。

また、昨年からはじめました首都圏での産直市場、さらに予定がされていますふるさと納税の返礼品など、交流センターが担う事業が見えてきたというふうに感じてきているところでもあります。

○ 9 番 (村田 豊) 私も、観光協会のときだったと思いますが、南信州開発公社へ一緒に行って、上坂田から始めて、ずっと取り組みを見てきました。それは生きたことであり、具体的な芽生えができてスタートをしたというふうに思います。私が前から言っておるのは、もっと大きな農業全体を、観光から始まって 6 次産業を含めた中で、どういうふうにサポートするかという組織として交流センターをつくっていったらどうかということで提案を昨年のときもしたわけですが、それには、今言われたような民泊等も始まりましたけれども、私を感じるの、あくまでもスポット的な取り組みで始まっちゃっておるんじゃないかなあというふうに思いますので、もう少し具体的に大きなプランを立てながら、組織体制をどうするか、あるいは運営をどうするかというようなことを具体的に試行錯誤しながら進めていく、先例がありますので、いいところをとりながら生かしていったらどうかということであるわけですが、今年度になりましたので、30 年度でどのくらいまで進めるのか、あるいは 31 年度には、31 年度には交流センターの設立をしますよというようなところまで行けるのかどうか、どこらの辺までの、トータル的に総体のマスタープラン的なものも検討しながら進めて、部分的なものだけじゃなくて行けるのはどのタイムくらいになるかお聞きしたいと思います。

○ 振興課長 営農センターのほうでは、時期的に事業実績、新年度の事業の取りまとめの時期ということで、これに合わせて議論を行ってきたところでもありますけれども、少し想定的な取り扱いということになるのかもしれないけれども、ふるさと納税の返礼品の話が出てきたということで、これは交流センターで取り扱うのが望ましいだろうということ、また、首都圏等で行いました信州味の旅の物産展など、こんなものにつつま

しては営農センターで取り組んできたわけですが、やはりこういうものも交流センターの一つであろうというふうに検討をしてきたところでもあります。

本年度につきましても、営農センターの設立に向けた検討ということになっております。とりあえず今のところ行うべき事業についてはある程度想定をされてきたということでもあります。さらに深くもつとしなければならぬこともあろうかと思っておりますけれども、今のところ想定できる事業が出てきたということで、本年度につきましてもは組織や運営形態について検討を行っていきたいというところがございます。

30 年度につきましては、先ほど申しましたとおり、さまざまなやるべき事業というものは見えてきたところでもありますので、まずは振興課または営農センターを中心に動き出しをしたらどうかというふうに考えております。動き出しまして方針が固まった段階で適当な場所に拠点置く必要があるというふうに考えております。現時点では、観光案内を兼ねて地場センターに拠点を置くことが望ましいというふうに考えております。

組織化につきましては、責任ある組織として法人化が望ましいというふうに思っておりますけれども、その方法については、NPO がいいのか、株式会社がいいのか、いろいろあります。当面は直営で進めていくという方法もあろうかと思っておりますけれども、この部分については、さらに議論を深める必要があるというふうに感じております。

また、設立の時期のことでもございますけれども、初めは必要に応じて臨時職員を雇うなりながら、予定している業務をこなしながら、並行して組織化の方向性や業務内容、経営形態等についてできる限り早期、目安としては平成 30 年度中に組織化、これになるか法人になるかわかりませんが、目指していきたいというふうに思っております。その中で、さらに担うべき事業というものも、深い意味での事業というものも出てくるかもしれません。

いずれにしても、法人として運営するといった場合につきましては第一に経営等を考えなければいけませんし、何よりも人が重要でありますので、組織というところも大事ですが、こんなところも総合的に検討して立ち上げていくことが必要というふうに考えております。

○ 9 番 (村田 豊) 2 番の今後の進め方と方針の中で 1、2、3 と話をさせていただきました。具体的に、私もふるさと納税につきましては、やはり交流センター等で具体的に取り組むのが一番じゃないかなあと、通常の業務をしておいて、なかなか忙しい中で、これを庁内にいてやるというのは大変だと思いますので、そういう方針で、できたら、ことしから試験的に取り組みながら、実施をできるように、スタートできるようにしてほしいと思います。

それで、今話があった中で、法人にするか直営にするかっていう話がありました。例えば、下伊那の各そういった、こういう交流センターへ行きますと、例えば豊丘の場合だったら、交流センターの長は行政から出向しています。あるいはまた松川、喬木、そういったところについてもそうですけれども、具体的に団体組織、JA 等から

行っておる場合もありますけど、必ず1人～2人くらいは職員が出向してやっておるというのが実態ですので、先ほど来、前段の質問にありましたように、行政が、やはりある程度、これから立つところは最初に具体的に立ち上げをして、指導性を持って進めていくような方向でないと、ということだと思います。そういう点では、今度の豊丘の場合は道の駅へ丸々3人職員が出向しますね。飯島町の営業部等を見ても、相当行政の職員が具体的な事務局の中心をやっておるということですので、できるだけ行政が当初は主体となって動いていくように、丸投げするということがないような考え方でやってほしいと思いますが、この4番に、どのようにその辺のことを考えていくかお聞きを、この点は、もしよかったら村長にお願いしたいと思います。

○村 長 先ほどお話をしましたとおり、個別のその具体的などころから、実はちょっと取っかかりを始めようというのが、課長がお答えしたとおりでございます。どれだけの人員が必要か、どのように確保するかについては、今の時点では未定というふうにしからお答えできません。地域おこし協力隊として募集する方法ですとかですね、運営を軌道に乗せるまで職員を出向あるいは常駐させることもかなりあり得るかなというようなことでありまして、このことも含めて、現時点では明確にお答えできません。

交流センターにつきましては、村の農業や経済を活性化して、農家がもうけるお手伝いをする組織だと、みんなが中川村という農業を基盤にしたものを使って、いろんな面で、農家民宿をされておる方も、観光も、もちろん農業もそうですけど、そういう関連したところが元気になって、つながりが生まれていくってことを想定をしたいと思っております。

繰り返しますけど、職員、人員体制を含めて、今後検討の課題ということだけ申し上げておきたいと思っております。

○9 番 (村田 豊) そういうことで、積極的に、ぜひ相当入り込んで進めていただくように希望をしたいと思っておりますし、3番の他町村の措置組でよい点ということは先ほど申し上げましたので、参考に今後聞いていただきながら取り組んでいただくということを、まず頭の隅に置いてもらえたらというふうに思います。

それでは2問目の議会活動の情報を動画で住民提供をということですが、一般質問を出す時期が相当時間が前にありますので、慌てて書くところといった設問になるんですけど、議会討議の情報をというふうにとちょっと直して、後段のほうのこともお願いしたいと思っておりますけど、討議をするというのは、こういった一般質問であるとか、ほかの場面でもありますが、やはり一番多くは、こういう場面で議員と執行側とのこういう質問をして討議をするわけで、議会だよりでは、ほんの一部しか書いて住民の皆さんに見てもらうことができないわけなんです。そういう点では、私は、これも5年くらい前に、例えば下條の議会の施政方針演説だとか動画、箕輪町、伊那市、そして南箕輪の、それは後半になってからですけど、そういった先進的に取り組んでいるところの動画放映をユーチューブを通じてやっておるということを質問をした経過がありますけれども、そのときには、非常にいろいろな許認可関係、言ってみれば、エコシティがいろいろな許可を取らないとできないというようなこと、情報機器

が古いままでは非常に問題が発生するということが5年前には言われました。ただ、住民の皆さんは、やはり、こういった放送が幾日の何時から何時までありますよっていうことで聞かしても、なかなかその時間に聞かないと、もう見逃してしまうということはあるんですが、いつでも見たいときに見たい人の質問、あるいは村長の方針を聞きたくれば、その部分をクリックすれば内容が確認できるというか、聞くことができるということがありますので、これからは、そういう高度情報化の光ネットが設備されましたし、このテレビも、テレビカメラも新しくなって非常に映りもよくなっておりまして、いろいろなマイナス要因が解消されておると思っておりますので、ぜひ動画放映をお願いをしたいということです。やはり若い皆さんがこういったことを動画でいつでも見られるっていうことになれば、そういったことも議員のなり手不足への改善策の一つにもつながればいいんじゃないかなあということを感じますし、若い皆さんに興味を持ってもらうという意味でも、そういう取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

議会で、1問目に挙げてありますように、活用の範囲が広いわけですがけれども、CEKで一般質問の動画を流せないか、動画として流すと、これは、場合によれば、もう少し質問時間を短くするというのも出てくるかもしれませんけれども、そこらは議会の中でも検討しなきゃいかんことだと思いますが、それから、定例会のとき、あるいはまた予算、決算のときに村長のほうから基本方針だとか具体的な考え方がいつも示されますけれども、そういったものも放映をしておるわけなんで、そういったものを放映してもらおうということをしてほしいというふうに思います。まず、この点について1点お聞きをしたいと思っております。考え方について。

○総務課長 申しわけございません。文面からご質問の真意がよく読み取れなかったものですから十分な用意ができておらないかもしれませんが、ここで放映と書かれているのはネットでの配信ということでしょうか。

○9 番 (村田 豊) 通常は、ほとんどがユーチューブ経由でやっておられるわけですが、例えばスマホ等々でも使えるような、今の時代ですので、主体はパソコンでのユーチューブでの動画放映、スマホ等も使えるようなこともできれば、そういう部分への拡大をしていってもいいと思います。

○総務課長 わかりました。現在、議員、御承知のとおり、テレビではCATVの番組もしくは生中継でこの場面も放映をされておりますし、土日に朝晩、朝、夕べといただきますが、朝、夜ですが、一般質問の様子については放映をしておりますが、それでは見たいときに見たいものが見られないということでありまして、それを見られるような環境をということのご質問かというふうに思います。

ユーチューブというサービス名が具体的に出ておりますが、ということと、パソコン、スマートフォンという具体的な媒体のことも言っておられますが、現在の通信環境、あるいはインターネット環境を考えますと、普通にパソコンで見られるものはスマートフォンでも見られると思っておりますので、そこに余り区別は、私どもではしておりません。

いずれにしましても、議会の一般質問あるいは施政方針の部分をインターネットで配信するかどうかという点は、まず第一義的には議会の皆さんが方針をきちんと立てていただいて、その方向でやるべしというご指示というか、その方向があれば、村当局はそれに従って実現に向けて努力するという立場かというふうに思います。

後段の部分とダブるかもしれませんが、何年か前には、議場のカメラといますか、録画の画質が悪かったというようなことが理由に挙げられたのかもしれませんが、ちょっとその当時からしても、聞いておった立場なんです、少々大丈夫かもしれないという思いがありましたが、CEKのほうの判断として無理だということの方がされたというふうにその場ではお聞きをしました。この動画配信をケーブルテレビ会社が直接ネットに上げるということだとしますと、それはちょっと、エコーシティーのほうでは現時点では考えていないということでもあります。録画したものをいただいて、それを村が、村のサイトでもいいでしょうし、ユーチューブでもいいと思いますが、そちらに上げていくという手順になるのかなあというふうに思っております。技術的には、現在では可能かというふうに思います。

○9 番 (村田 豊) 実は、2番のを後にしまして、3番のCEKの取締役会が必ず議長、それから村長さん、そして総務課長さんとあるわけで、私、その折に、一番最後のときに希望意見としてということで申し上げました。ぜひ、中川も高度情報化の中で光ネットを引いて、飯島も中川も全部テレビカメラもかえて映りもよくなってきた、情報化の高度化が進んだので、動画を放映できるように、議会の、検討してほしいということを長の杉本さんに全体の席の中で意見として申し上げたんですけど、「検討をしてみます。」ということ、
「検討をしてみます。」ということをしていただきました。条件は、放映できる条件は整ってきたわけですので、ぜひ、議会からの要望じゃなくて、伊南4市町村が一つと同じ情報機器で放映できる条件ができてきたので、伊那市や南箕輪や箕輪町と同じように、ぜひ、これは放映ができるような手立てを進めて、検討して進めていってほしいというふうにお願いをしたおと思います。

手法的なこと、(1)にダビングしたものはユーチューブへアップするとどうなのかなあということもありましたし、録画が鮮明度が落ちると、録画したものをまたダビングするということもありましたが、これは今のビデオカメラなら問題ないだろうというふうに思いますし、問題は予算化をどうするかということが、私、中川の議会だけでこうだということだけじゃなくて、これはまた議長会でも具体的に話を出していただいて、いつでも、どこでも、誰でも、見たい人のそういった情報を得ることができるということで、伊南4市町村もこれに向けて取り組みをしてほしいというふうに思いますけれども、まず(2)の予算化の問題、それから3番的には、実務的に、今、総務課長さん言われたように、各自治体でやるのか、エコーシティーがみんなやってくれるのか、そこらの辺で予算化のことも違うと思いますし、実務的に、ここへ来てやるとしたら、じゃあ誰がどういうふうに、その情報をアレンジしてつくってくれたものをどうするかということが必要になってくると思いますので、その辺の分担が生じたときのこと等も含めて、エコーシティーでのまず第一の検討を進めてもらい

たいと思いますが、そこらの辺はいかがでしょうか。

○総務課長

まず、配信をするのが仮にユーチューブであったとした場合、エコーシティーが配信をするということの意味なのですが、いわゆるエコーシティーのアカウントで配信をせよということを抑せなのか、ほかの自治体を見ますと、それぞれの自治体のアカウントといますか、それで配信をしておるというふうには私は見ておまして、作業は誰かするにしましても、いずれにせよ動画配信の主体といますか、名義はそれぞれの自治体ということになるのかなあというふうに思います。

また、今、伊那、南箕輪、箕輪の例がありましたけれども、会社が違うからと言われればそれまでですが、それぞれやっぱり放送している——放送じゃないな、動画を上げている上げ方には差がありまして、画一的にどこかの会社が同じ内容をしているというわけでは決していないというふうに見ております。具体的には、一般質問の情報をそのまま1時間なり流し続けるものと、設問ごとに編集をして流したりとか、いろいろ工夫がそれぞれあるように見ております。

したがって、誰がやるにしても、それぞれの市町村でどのような形で流すかを考えていくということは必要かなあというふうに思いますので、エコーシティーにお願いをしてやってもらえれば、こちらはマンパワー的には助かるのかとは思いますが、そこは話かなというふうに思います。前4市町村、全く同じ、全く足並みをそろえて同じようにという話はなかなか難しいのではないかと考えておるところでございます。

いずれにしましても、ご意見がございましたので、私は参与という立場で発言権はありませんが、取締役会等に取締役さんを通じてお話ができればというふうに思っております。

○9 番

(村田 豊) 具体的に相当クリアするところは幾つもあると思いますので、恐らく、ここに挙げてあります2番の下條から始まって南箕輪、そのほかやっているところもありますので、動画放映等々を見てもらいながら検討を進めてほしいというふうに思います。

それじゃあ3番目の農産加工施設の活用と関連する6次産業への取り組みということで、活動が停滞をして数年たとうとしておりますけれども、今後、効率活用をどのように進めていくのか、また関連して、加工施設に関連して、6次産業の取り組みをどう活用していくのかと、していくのかということだと思いますけれども、まず1点目として、協力隊員の設置をいたしました。聞いたところによると月1で打ち合わせをしながら進めていこうということやっておるということですが、具体的に今後の活動、どのような方法をとっていくか、行政も入って一体となった活動の検討がされておるとは思いますけど、どのような展開をあわせてしていくかお聞きをしたいと思います。細かくわかれば、どんなスケジュールで、どんな商品開発をするのか、あるいはまた指定管理者、受託組織との連携、指定管理者との連携はどんなふうになっておるか、この最初の1点目、お聞きしたいと思います。

○振興課長

4月から地域おこし協力隊に赴任をしていただきまして農産物の取り組みのほうに

かかわっていただいております。非常に積極的に活動をしていただいておりますので、

活動の当初につきましては、やはり外から来られた方ということもございまして、村内の農産物ですとか加工品の状況とか、関連する農業者の皆さんとの顔合わせと

いったところを主体的にやってきたいただいたところでもあります。また、急でしたけれども、5月の連休中に首都圏での物産展への出展というの

ございまして、地域おこし協力隊の方に1週間携わっていただきました。それに際しまして、出展するのに商品のデザインですとかポップですとか、いろいろなものを考

えていただいて販売のほうに携わっていただいたということでもありました。また、施設を運営する上では、どうしても衛生管理も必要ですので、研修ですとか

管理者として必要な知識や技術の習得にも重きを置いて活動していただいたところであります。当面のイベント的なものとしましては、8月と2月に予定をされております首都圏

への農産物産展への出展を軸に商品開発をしていただく予定であります。新しい商品開発というだけではなくて、商品に魅力を与える、同じものでも名前が

違ったりとか、パッケージ、またPR方法を考えると、また新たな商品としての魅力も生まれてきますので、そんなところも進めていく予定であります。

先ほど議員さんのほうで触れていただきましたけれども、4月以降は、できれば1回以上、月1回以上会議を持ちたいということでもあります。内容的には、協力隊と加工組合、指定管理者及び商品開発に協力していただける方等が加わりまして商品開発

に関する打ち合わせを行うこととしております。流れ的には、商品の提案、試作、試食の繰り返しということになります。この商品の提案の中には、容器ですとかパッケージ、ネーミング等も含まれております。当初は、ちょっと村もこの会議にというような話をさせていただいたんですけども、自由な発想でやりたいといったようなご意見がございまして、当面は、村はこの会議には参加をせずに、報告を受けたりですとか、できたものの試食等で加わる予定であります。こんなところで協力隊と連携をとっていき

たい間いふうに考えております。また、受託組織の方々とか、協力隊と村との連携という部分でありますけれども、今回の協力隊につきましては、当面でありますけれども、原則、毎朝役場のほうに来て

○9 番

(村田 豊) まだ始まったばかりですので、具体的な動きはそんなにはないと思

ので細かいところまでわからないと思いますが、運営なり採算性はどうかという

○振興課長

ことも、現時点での点を聞きたいと思っております。指定管理者の状況ということでもありますが、昨年行ったものでありますけれども、

まず利用者との貸し借りの規約のほうを新たに作り直していただいたというところ

でもあります。また、施設の活性化ということで、元気づくり実験塾、加工施設研究というよ

うなものを上伊那振興局の皆さんと連携しながら進めてきたということもござい

ます。また、企業と里山保全プロジェクトの商品開発のワークショップといったよ

うなところも取り組んできたところであります。また、小学生の施設の見学の受け入れということもされてきたよう

ですが、まず、施設を開かれたもの、有効的に使っていくというところを重きに活動をされて

きまして、新商品の開発といった部分については、なかなか手をつけられなかった

ということもござい

○9 番

(村田 豊) 具体的に数字を示していただきました。

ただ、有効活用、施設全体が有効活用できておるかどう

○振興課長

か、あるいはまた遊休という

か、効率、利用効率の悪い施設、ルーム等があるかどうか、その点もちょっとお聞

○9 番

きしたいと思

います。施設がフル稼働という状況になっていないのは事実でござ

います。幾つかの稼働状

況でござ

いますけれども、菓子加工室につ

きましては昨年154回であります。惣菜室

はちょっと低くて40回であります。漬物加工室につ

きましては、1回漬けるとしばらく

置いていくということもござ

いまして43回であります。多いのがジュース加工室と

瓶詰加工室であります。毎日毎日稼働しているのではなくて、一

気に仕上げてという

形であります。ジュース加工室が107回、瓶詰加工室が127回

ということもござ

います。合計で、すべての部屋の回数を単純に足し上げると550

回程度ということもござ

います。やはり、管理の状況を見

る中では、使われている部屋と使われていない部屋

があるというのは事実かというふう

に思っております。それじゃあ、その次の施設に関連する6次産業

への取り組みという

ことですけれども、6次産業の具体的な話がぼつぼつと出始めました。例えば1番に挙げましたようにワインや発泡酒、シードルへの取り組み等の計画があるのか、考え方があるのかということですが、ワインは聞こえてきますが、シードルについては、一部担当者の中でお聞きしますと、あわせて検討をしていく必要があるんじゃないかなあという声をお聞きをしました。特に今、一部の若い人たちが盛んに何とか今の現状を打破するために新しい品目、新しい付加価値をつけてある程度売っていきたいということで動いておるのは事実であるわけですし、この具体的に6次産業への取り組みで補助事業を活用するようなことを検討しながら進めておるのがワインだと思いますけれども、その辺の、ここに挙げてありますように、取り組み品目と事業の採択要件、必須項目等あると思います。4つなら4つ全部クリアしないと事業が導入できないというものがあると思いますけど、事業量の下限等を含めて、まずブドウでワインの醸造を取り組みをしたいという声がありますので、その辺と、それに加えて発泡酒、シードルの考え方が具体的に上がってきておるかどうかが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○振興課長 今ワインとシードルの話のほうをしていただいたわけですが、まず、農産物加工施設、また村としてワインや発泡酒、シードルについての具体的な計画、整備計画ってものは、今のところはない状況であります。

ただ、職員の中ではいろいろなアイデアを出し合っておりますので、その中でワインやシードルというのも取り組んだらまたいいかなというような、そんなような話はしておりますけれども、具体的な検討には至っていないというのが、まず状況であります。

そんな中で、村内の若者を中心に法人を設立してワインやシードルの醸造、販売をやりたいというような計画は上がっております。ワイン施設での醸造につきましては、数年後の予定のようでありまして、これらに向けて酒造法の免許ですとか補助金活用の情報収集が進められているというような状況であります。

村としましては、これに向けてワイン特区の取得に向けて取り組むと、これで行うということになれば取り組むこととなりますけれども、今のところは情報収集の団体ということでありまして、県のほうで信州6次産業化推進協議会というものを10個の振興局のほうに設置しておりますので、その皆さんに説明なり、いろいろ相談をしながら今現在進めているということでありまして、近いうちには、農政局の6次化の担当者の方も加わっていただいて、説明会を農業者とともに受ける予定になっております。そんな中で今後のスケジュール感的なものを確認をする予定であります。

ちなみに、ワイン特区というものにつきましては村が取得をするわけですが、通常6,000ℓのものが特区だと2,000ℓでいいよというようなものでありまして、これの取得を目指すということになるかと思っております。

6次産業化に関する補助金としましては、6次産業化ネットワーク活動交付金というものがございます。これでいろいろのもの6次化ができるわけですが、取り組みの品目については限定とかされているわけではございません。ただ、事業主体の

方については総合化事業計画といったものをつくって国の認定を受けなければなりません。その認定を受ける中で、こういうもの、品目はこういうものか、数量はどのくらいだめとか、そんなような指導は受けるかなあというふうに思っておりますが、認定の要件としては、具体的な制限とかは今のところないというふうにお聞きをしております。

シードルの件については、先ほど申しましたとおり、アイデアの話の中では出てきておりますけど、まだちょっと具体的なところまでは進んでいないというところがございます。

○9 番 (村田 豊) 私、先ほどからお聞きしておいたのは、例えば、そういう考え方があるようであれば、今現在つくっちゃオのあいておる施設だとか、あの周辺のところへそういった施設をしてやることも並行して考えていくことができるのかどうか。これは、私は、ちょっと本当にアウトラインから聞いたんですけど、6次産業の中では中山間地域では50%補助金をもらえると、例えば松川や、ほかのところの場合には30%なんですよ。そういうことなんで、ほとんど、生産者がやろうと思っても投資金額が大きいのでなかなかそこまで踏み切れないと、はっきり言って、生産は生産、製造は製造という分業方式をとらないと相当のリスクが、言ってみれば投資効率が上がらないということ等を含めて言っております。そういう点では、つくっちゃオのところを、例えばあいた部屋があれば、そこを使うことも検討するのか、あるいは予冷庫を含めて、予冷庫を仕切って貯蔵しておいて販売等々についても生かすのか、そういうことの検討を並行して両方して進めてもらうということが大事だと思いますが、その辺の考え方があるのか、ないのか、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

○振興課長 今のところ、ワインや発泡酒の取り組みと農産物加工施設の活用を並行して検討をしているというところは正直ございません。仮に、信州6次産業化推進協議会との相談等をする上で「ああ、そういう施設を活用していったほうがいいでしょう。」というような話が出てきた場合につきましては、具体的に農業者ですとか指定管理者、また施設を利用している方々も含めて検討をするということになるかもしれませんけれども、今のところ検討を行うような状況にはないというふうに思っております。

○9 番 (村田 豊) ただ、私、関連がありますので4番のところを先お聞きしますが、今回ましのワインは、1億5,000万円くらいかけて1万5,000ℓくらいの、例えば2,000ℓのステンレスのタンクを4本とか、1,000ℓを4本、500ℓとか、それからプラスチックの1,000ℓと500ℓのプラスチックの貯蔵用のタンクを入れております。その中で、松川の人たちがほとんど、酒造の販売許可を取れば、この発泡酒、シードルの加工を受けますよということでやっておるわけですし、そういう点では、製造の受けもとは、今度、ことしからスタートするんですけど、ワインをとっておったところじゃなくて、新たに建物をつくって、2,000万円くらいで浄化槽をつくって、そして放流をしながらという許可を取りながら、税務署、保健所の許可を取って具体的にスタートするというものですので、持っていけば受け皿はあると、例えば、日報さんにも出ました——あ、これ、信毎だったかな——伊那のカモシカシードルでね、座光寺の人たちが表参

道だかの人たちと提携をして 400 kg くらいの秋映とシナノゴールドを使ってシードルをつくって、こっちでも向こうでも販売をするという方法をとっておるんですけど、一番気をつけなきゃいけないと思うことは、ましのでも、いつワイン制度をやめようかと思ったと、ワインだけだったら、とても、もうやっていけないと、シードルがあるからやれるんだと、ブドウの場合は、kg 反収で 1 t くらいしかとれないわけですよ。いいものはね。それで、それが 100 円や 50 円のものだったら絶対合わない。リンゴの場合は kg30 円 35 円の原料を買えるわけですね。だとしたら、アメリカから入ってくる 1,000 円以下のワインに十分太刀打ちできる、言ってみれば付加価値をつけて売れるだけのことはありますよということで、そんな話も聞いてきたんですけども、ワイン特区は、なぜかっていったら、山梨県が今、長野県の非常にいいブドウができてワインができるので、世界販売をする戦略の一つとして長野県でつくったものを安く仕入れて売ろうというのが、山梨の人たちが、酒造会社の人たちもやっておるんですけど、一番は、生産性を上げなければ、投資をしても経営的には成り立たないということだと思いますので、十分これは検討をしながら、ほとんどの産地が生産と製造は分離しておる、分業しているっていうことをね、やはり頭の中に置きながら、この若い人たちにも言ったんですけど、「許可を取るまでに 3 年かかるよ。」っていう話もちよっとしたんですけど、そんな点は十分検討の中で、行政側として指導して引っ張っていく上で注意をしなければいけないかというふうに思いますが、ましのワインは、社長と話した中では、「受けてくれんか。」と言えれば十分受けてもらえるだけの設備は今回できたということですので、その辺は、もし一時期、そういう分業、今、委託製造してもらっておって、自分たちでできるようになったらやるということも頭の中へ置きながら、このワインの醸造、生産については進めていく必要があるというふうに思いますが、このましのワインとの連携について、ちょっと先にお聞きをしたいと思います。考え方があるかどうか。

○振興課長 ましのワインとの連携につきましては、正直申しまして、今のところ連携ということについては検討をしていないところであります。

今いただいた心配されることということもございまして、そういう部分につきましては、農業者等にもお伝えをしながら計画を練っていかなければいけないというふうには思っておりますが、農業者の意向として、こんなようなワインをつくっていききたいというような強い意志もあるようでありまして、そんなところも含めながら、余り、現実性が出るように一緒に検討をしていきたいというふうに思っております。

○9 番 (村田 豊) また頭の隅に置いておいてもらって、ちょっとよろしくお聞きをしたいと思います。

⑤番、4 番 5 番のところですけども、特に 4 番は、相当、加工品つくる場合は生産コストを含めて考えながら、販売ができて初めてお金になるわけですので、まず良品生産と生産規模をどうするかというようなことと、経営分析をきちっとできないと、とても採算性合う経営はできないよということはおられます。そういうことですので、そんな点は、これから進めていく上で、ぜひ生かしてほしいと思います

し、西原へ、ことし加工ブドウの植えつけが 5 反歩 6 反歩近く始まりまして。植えつけがもう終了しております。あと、すぐ 3 反歩くらいはすぐ間に合わせてほしいということで、現在も土地を確認をしておりますけど、見つかりそうです。あのブドウ団地の近くです。そういうことですので、具体的に、もう植えつけが始まって、生産に足が地についてスタートしたということですので、ぜひ若い人たちの希望は、これを生かしてやれるように進めていくことが大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

それから、5 番のところですけど、あわせて、これも若い人たちが、現在もう植えつけをしたんですね。ウイルスフリーのサツマイモ苗をとってほしいということで言われて、手配をしてとったんですけど、試験的に、ことしは、例の氷温貯蔵をしておる若い人たちが冬期間の労力配分のために、このサツマイモの干し芋の加工販売もやっていきたいと、経営上は、採算性は余り合わんかもしれないけど取り組みしていきたいということで、現在も植えつけがされておりますので、西原の場合も、下伊那の松川の人がちょうど 1 町歩くらい加工干し芋の植えつけ、その人は松川の人ですが、2 万本くらいの苗をつくって、ウイルスフリーの苗ですが、ここに挙げてありますように田切の道の駅も、あそこで作ったもので製造して、苗を供給して販売しておりますし、豊丘の道の駅でも、やはりこの干し芋を、苗は松川の人から行った苗で芋の生産をしてやっておりますので、これから若い人たちが冬期間の、言ってみれば遊休的な期間を有効に活用するというようなことで出てくると思いますので、そんな点も、販売等々についても、道の駅、それから豊丘、田切等へ聞いてもらえば様子が、どういう方法で生産をして、どういう方法でということ、なかなか林商事を通じて売っておりますので単価的には高いんですけど、強気の販売をしておりますが、様子は、実態をつかんでいただけたらと思いますので、そんな点もアンテナを立てていただいて、若い人たちが取り組んでいく芽を上手に育てていただきたいと思いますが、これは、例の何人かで入れる電槽の氷温貯蔵のあれも使うと、機械も使って周年販売につなげられるようなことを考えていきたいということですので、そんな点も内容的にこれから出てくると思いますので、取り組みをしていく一部分の人たちですけど、ことがありますので、若い人たちの芽を育てていただきたいと思いますが、それに対する補助政策等々も具体的に検討してもらえるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○振興課長 芋干しの取り組みにつきましては、議員さんがおっしゃられたとおり、電槽の鮮度維持装置の利点を生かして、冬場のあいた時期にそんな作業をするということで、作業の標準化等もできるというようなこととございます。今回は、この鮮度維持装置を入れるに当たって国の産地パワーアップ事業というものを活用するわけですが、ことしの 4 月からつくりました補助事業のほうで上乘せ要件になりますので、これを入れるに当たって村のほうでも補助をしていく予定であります。

また、これ以外にも、若い認定農業者等を中心になって農業をやられている方が、このような新しい取り組みに際しまして施設等を入れたいということにつきましては、

新しく村でつくりました補助制度の中で支援をしていきたいというふうを考えております。

- 9 番 (村田 豊) 以上で終わりたいと思います。
○議 長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は3時35分とします。

[午後3時20分 休憩]

[午後3時33分 再開]

- 議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
6番 柳生仁議員。

- 6 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました3問について質問してまいります。
初めに食について質問してまいります。

1月の三者共催講演会からでございますけれども、講演会からの感想について村長、教育長に伺いたいわけでありまして、講演は弁当の日について講演が行われました。ここでは、食のあり方が子どもの生い立ちや成長が人生を大きく左右するとの講演があったと思います。村長、教育長も熱心に聴講されておりました。子どもたちの食についてどのように受けとめられたか。初めて子どもさんを授かったお父さんお母さんたちに子育てと食の大切さをどのようにアドバイスされて、村としてされているか。また、村の給食食材の地産地消はどのようになっているか。

今、世界では遺伝子組み換え食品が大分入ってきております。アメリカから入ってくる大豆では約8割が、モロコシでは4割が、食用油ではカナダから8割が遺伝子組み換えであり、私たちの食卓に入ってきております。

また、輸入の冷凍食品は、野菜などがございますけれども、きれいに見せるために何回もゆでてミネラルが少なくなった野菜が冷凍として入ってくるようであります。こういったものを情報誌にあるわけでありまして、使用はされていないかなど、村を守る責任者、村長、教育現場の教育長の感想をお聞きします。

- 村 長 竹下和男先生でした。弁当の日を設けることで、子どもの成長、子どもの成長ってというのは、正常な味覚、食事をつくってくれる親への感謝、それから社会性、こういったことにつきまして小学生のときにこそ覚えさせることが大事だと、こういうことを実践をされてきたわけでありまして、香川県の小中学校の学校で提唱をして実践してきた、その中でいろんなエピソードを交えてのお話をしていただいたわけでありまして、この講話につきましては、久しぶりにですね、眠くなったりするんですけど、飽きることなく、そして、その中で子どもの成長、人としての成長だと思っておりますけれども、こういうことに非常に感動し、久々熱いものがこみ上げてくるというような、こみ上げてくることを覚えたお話だったというのが私の正直なところの感想であります。

自分の子どものときと比較してみますと、私、台所に立つってことはございませんので、なかったんで、笑うどころじゃないんですけど、ありませんでした。また、

母親に「手伝おうか。」と言った記憶もありませんし、こういった体験が小さいうちにあればですね、今の自分もいい意味で違った人間になっていたのかなというふうな気もいたします。

学校給食について言えば、給食を盛りつけてですね、一緒に食べる、献立の内容を聞きながら食べる、そして片づけること、これは大切な食についての教育であろうというふうに思っております。

中川村の小学校につきましてもですね、後で教育長のほうから報告があるかと思っておりますけれども、非常に、この先生のお話にあったようなことも少しずつ実践されておるといふふうにお聞きをしております。

以下については、教育長に答弁をお願いをするところでございます。

- 教育長 私の思ったことでありますけれども、お弁当の日を進めるということが将来自分が子どもを育てるといふことを楽しいと思う気持ちが育つ、そういうことになる。また、家族のために子どもの未来を優先するっていうことが大事だといふふうなところがとても強く心に残りました。

ただいま村長から話のありましたお弁当の日でありますけれども、本年度は中学校も小学校も10月と12月の年2回計画をされております。

中学校では、計画、食材探し、調理、それからお弁当に詰めることを自分で実践する中で食事づくりにかかわれる力をつけること、また、地域の食材への理解、そして自分の食事のバランスに対する理解などを通して、家族の一員として自分にできることは自分でしようとする気持ちを育てることになると、また、そのことは、食事ばかりではなくて、生きる力を育てることを狙いとしているところであります。

小学校でも2年前からお弁当の日を始めるようになりました。各自がお弁当箱を持ってきて、給食に出された献立を自分のお弁当の中に詰めると、そういう活動を行います。低学年では、食べ物の名前を覚えること、またお母さんのお手伝いをするなどを願っておりますし、高学年では、家庭科の学習と重なってバランスのよい食事に対する理解など、そういうことを通してお父さんやお母さんへの感謝と、また生きる力を育てることを狙いとしております。

- 6 番 (柳生 仁) 今、弁当の日を設けて、まずは与えられたおかず等を自分で詰めて弁当をつくらうというふうなお話がありまして、大変うれしく思っておりますけれども、地産地消ですけども、どうなっているのか、相当量地元の食材使っておると言いましたけれども、実際、今、私たち知らないうちに遺伝子組み換えの食料が入ってきておるといふことで、つまり遺伝子組み換えも余り明記されていないようでもありますけれども、できることなら、みそなんか、豆腐なんかも地元の豆を使ったような、そういった取り組みもされているかどうか、その地産地消について伺います。

- 教育長 地産地消につきましては、中川村では、おいしい野菜届け隊の皆さんのご協力と、それからたじまファームのご尽力によりまして中川村地元産の野菜の利用率がだんだんに上昇してきてまして、昨年度は57%にまで高まりました。今年度は、流通経路が少し変わった中で、やや状況が変わっている部分がありますけれども、引き続き皆さん

のご協力をいただきながら地産地消に努めていかなければというふうに思っております。

それから、輸入の冷凍食品等につきましては、むきエビ等、一部の冷凍輸入のものがありますけれども、限られたものしか使用をしております。特に野菜については、ただいま申し上げたようなおいしい野菜届け隊等のご尽力で、輸入の冷凍食品は使用していないという状況であります。

○6 番 (柳生 仁) 野菜は地元にありますので、自分たちも出しておるわけですが、輸入の野菜はないということで、むきエビ等は当然かもしれませんが、安心したところであります。

そうした中で、最近の報道でもそうですけれども、小さい子どもさんがろくに食事もらえなくて、つい最近の報道では、5歳の子どものさんが平仮名を練習させられて「あしたはいっしょうけんめいやるから」と、こんな悲しいニュースを聞いておって、本当テレビを見ておって泣けてきてしまいます。これも、食事もらえなくて、そして親に叱られて、最後は衰弱して死んじゃうっていうような悲しいニュースがあるわけがありますけれども、村ではお父さんお母さんたちに子育てのスタートからかかわってくるわけですけれども、この子育ての食の大切さっていうのをどのようにアドバイスされているかお伺いします。

○保健福祉課長 初めて子どもを授かったお父さん、それからお母さんに子育てと食の大切さをどのようにアドバイスされているかということについてですが、機会としては、母子手帳発行時、それから産後3～4ヶ月の乳児訪問、それから就園までの8回の乳幼児健診の中で食事について集団での講話と個別相談により話をしています。

乳幼児期は、体をつくることに加えて、自分で食べる能力を消化、吸収、そしゃく、嚥下の面で身につけ、味覚学習をする重要な時期です。妊娠を機に、母の体、それから食について見直して、子どもの成長に合わせて適切な食事がとれるよう促していきたいと思います。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) ただいまの説明のとおり、まず母子手帳から始まって子育てについてしっかりアドバイスされておりますけれども、一番は、お母さんお父さんがそれを認識されて子育てしているかの調査などはどのように行っておられますか。

○保健福祉課長 具体的な調査というのは、今のところまだ行っておりませんが、もし必要があればということですが、調査は今のところ行っておりません。

○6 番 (柳生 仁) そういった調査というのは、個人的プライバシーもあるかもしれませんが、ある程度のデータを必要とし、子育てに役立てていくことが大事かと思っております。中には、まだまだ食事にちょっとありつけない家庭もあるようなふうにも聞いておりますけれども、ぜひとも中川村から食の不自由な子どもさんが発生しないような施策も村として考えていただきたいと思っております。

次に給食センターについて伺ってまいりますけれども、食の大切な要因には学校給食が大変重要と考えております過去の話ですけれども、ある中学校で非常に荒れた中学校

があって、そこを校長先生が見ていたら、みんなコンビニ生活しているっていうことで、給食センターを立ち上げて一気に改善されたという事例が20年前にありました。これは丸子実業の奇跡という話でございますけれども、これにきょう載せてありませんが、いかに学校給食が大切かっていうことがわかってまいりました。

中川村の給食センターは大変すばらしく、栄養士さんを初め調理する皆さんが一丸となって取り組みを行っており、ことしは表彰も受けており、本当に、恐らく村長に誇らしく思っておると思っております。食事のメニューもすばらしく、卒業のときには、そのレシピが生徒さんにプレゼントされると聞いております。日々の給食も残ることなく完食と聞いていますが、依然に給食体験のとき、「残った料理と食べられる人。」と声をかけると、食べられる子どもさんが手を挙げて、本当になべの底というか、入れ物の底が空になるまで本当に平らげておりましたので、本当に安心でございました。そのときの給食は大変おいしくいただくことができましたが、私は、村では、以前にも質問しておりますが、現在の学校給食についての将来的な考えをどのようにするか伺いたいわけであります。現在は、調理師に正規職員が1名であります。今後、現在の正規職員が定年を迎えたときなど、新たな正規職員を採用する考えなのか、また、現在、正規職員が1名でありますけれども、なぜ正規職員は1名でいいのか、そこら辺も伺いたいと思います。

○村 長 学校給食センターの考え方でございますが、両小学校、中学校の学校給食をつくり、配送をし、食べてもらうという方式で、中川の学校給食センター、センター化をされて今まで運営をされてきておりました。したがって、先ほど私も言ったのは、食っていう、学校給食ってというのは、授業といいですか、教育の一環であるということでありますので、食数が、もしかしてですね、減ったとしてもですね、これは維持をしていく、つまり、どこかの業者さんに委託をするとか、そういうことは、ちょっと今のところ考えられないということでございます。

一つに、現地の食材を使ってですね、調理して食べるということ、献立の食材の出所を知り、おいしく食べると、それが大げさに言えば大人になっても中川産を食べて育った意識につながるのではないかなというふうに思うわけでございます。

また、アレルギーの子どもが非常に増えておりました、多種類の食物に拒否反応を起こす子どもも中にはいると、そういう中で、食材の出所と一人一人の食に責任を学校給食センターが負わなければいけないというふうに考えるからであります。

それから2点目の調理等現場に従事する職員のことでありますけれども、実はですね、自治体の職員数の制約っていうのもございます。総体的に、いわゆる現場を担当している職員っていうことでございますが、総体的には減らしていく方向に進んでいる自治体が圧倒的に多いということでございます。上伊那郡内を見ましても、飯島町、駒ヶ根市、箕輪町では、正規職員が配置をされておられません。5,000人を割り込んで人口減少の言われておるような自治体、私どものところでは、もう4,800人を下回っておりますので、こういうところでは、通常の業務に従事する職員をですね、確保するっていうことがどうしても優先されてしまうということでございます。定年退職後

の正規職員の補充っていうのは、今のところ非常に難しいというふうに考えております。ただ、年金の受給とのつなぎ、こういったことが、もう既に私どものというか、職場、自治体職場でも問題になっておりまして、定年後、本人、御本人の希望にもよりますけれども、調理技術ですとか、先ほどおっしゃいましたとおり、ことしの春先でしたか、最優秀賞の表彰をいただきました。地方の地域の食材を使って、それを物語性を持って短時間で、見た目にもきれいに、栄養もという、すべてのものをバランスよく満たしたということで評価されてきたわけでありまして、こういった調理の技術、経験の継承、こういったところから再任用で当面つないでいくということは考えております。

1名の職員、正規職員で回している根拠は何かということでございますけれども、現場に従事する職員の退職後の補充をしてこなかったというのが一番大きな原因であります。

それから、ドライシステムを今採用しておりますけれども、時間内に手際よく調理する技術と経験が重視されるために、臨時といってもですね、経験豊富ではあるけれども、他の調理員の指導的な役割とリーダー的な存在というものが必要でありまして、そのために、正規職員の今の働いている1名でございまして、その方にその役目を担ってもらっておると、そういうために配置をしておるとということでございます。よろしくをお願いします。

○6 番 (柳生 仁) 今のお答えですと、何か今、今の正規職員さんが定年を迎えた後は正規職員がいなくなるようなふうに聞こえたんですが、それで間違いないんですか。

○村 長 現場を担当する職員という職種は、今のところ採用は考えておりませんので、ただしですね、職員の中には保育園の中で栄養士の資格を持った職員もおりますし、創じゃない職員もおりますので、そういう担当する職員が回っていくということも、これは考えられないことではないということでもあります。ただ、今申し上げたとおり、現業職という言い方は変なんですけれども、そういった職員については、ちょっと採用は、これからどうなのかなということでおるところであります。

○6 番 (柳生 仁) 私は、なぜ1名かっていう今説明がありましたけれども、今のは非常に弱いところの職員を減らしていくように聞こえてならないんですけども、特に子どもさんたちの食事をつくる現場においては、全員が責任を持っておりますけれども、特に正規職員が1人がおってつくるっていうことは大変重要な現場と思っておるわけです。今後、答弁ではもうちょっと考えていないっていうふうでしたけれども、まだまだその方が定年までに時間がありますので、正規職員がいなくなるっていうふうじゃなくて、検討、まだまだ検討課題として残していけるかどうか再度伺います。

○村 長 先ほど申し上げましたとおり、経験豊富な職員が指導的な役割を果たしていくという必要はあるということでございますので、今の体制になるかどうかわかりませんが、場合によっては、今違う現場にいる職員をですね、回すということも十分考えられるということでご理解いただきたいと思っておりますけれども、これも、そちらの職場での数合わせではありませんが、その比較の中で決断をするということでもあります。

○6 番 (柳生 仁) このことは、自分たちは今回の任期ですので、またそういった機会があれば質問していきたいと思っております。

次に、朝食を食べてこない子どもさんについて伺ってまいりますけれども、朝食は、毎日の私たちの暮らしに、また生活のリズムに、また将来の健康を保つためにも大変重要と言われております。

私は、ある集まりで「中川村でも朝飯食べてこん子がおるんだに。」なんていうお話聞き、大変驚きました。子どもの将来についていいのかねなんて心配しておったわけでありまして。教育委員会では、このような状態についてどのような調査をされているか、またその子どもさんの将来像についてはどのように心配されているか伺います。

○教育 長 朝食を毎日食べているかとかにつきましては、小中学校とも生活習慣アンケートとして毎年、児童生徒に調査をしています。平成29年度の調査では、小学生が97%、中学生が86%が「毎日食べている」という結果で、小学生では8名、中学生では18名が「週に食べない日がある」と答えていることとなります。理由としましては、小学生では「食欲がない」、中学生では「時間がない」が主なものであります。これらの結果をもとに、学校では毎年、学校保健委員会を開催して、職員が学校医、それから学校歯科医、学校薬剤師の先生方、それから保健福祉課、教育委員会とともに話し合い、子どもたちの健全な心身の育成に努めております。

村の食育推進懇話会でも毎年、村長を初め食育にかかわる委員の皆さんと学校、給食センター、保育園、保健福祉課、教育委員会で食育について話し合っています。朝食欠食の実態については3年ごとに調査結果を調査をしているところですが、その結果を見てみますと、次第に朝食欠食が増えている傾向はあります。殊に小学生から中学生になると増えていることがわかり、この点が課題となっております。平成30年度は、こんなことから食育推進委員会の共通テーマを「朝食を食べよう 生活リズムを整えよう」として小中学生に働きかけていくということでもあります。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、そういった働きかけによって全部の生徒さんが朝食食べて来られるような家庭環境ができるようなことを期待するわけでありまして、そのお話の中で、ある御家庭の方は「私たち夫婦が食べないから子どもにもあげないんだ。」なんていうことを言った方がおったようであります。実態はわかりませんが、これは世間話ですけども、そんなことがあってはならないことで、親が食べなくても子どもには食べさせるというようなアドバイスをぜひ今後していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

次に三者共催講演会の呼びかけについてでございますけれども、このときの、先ほど村長の答弁ありましたけれども、本当に久しぶりに、本当に真剣に聞いちゃったっていう話がありましたけれども、大変すばらしい講演でありました。今回の講演に参加者が非常に少なかったわけでありまして、来年もこうした講演をできるように今現在計画をしておるようでありまして、今後、参加者を増やす対策はどのように検討されているかっていうことでもあります。三者共催でありながら、その関係する方々と、住民全部の入るわけですけども、基本的には学校関係が多いのかなと思

ますけども、そういった方が大変少なかったように思っております。「三者共催、誰が対象なのか、ちょっとわかりにくい部分もあったのかなあ。」会合でもそういった発言された委員もおりました。「私が行っていいのかなあと思いました。」っていうことで、行かなかったっていう話でございますけども、一般の方が戸惑うような言葉を思うわけですけども、文字放送、有線放送などでは、どなたでも参加できますよっていうよう意味合いが伝わらなかったように思っております。また、従来のペーパー張るだけでは集まりが改善されないように考えますけども、村のほうではどのように考えておられますか。

また、話は変わりますが、過日、公民館で役職員研修会がありましたときに非常に多くの方が参加しておりまして、あのときも一般の方もおったわけではありますが、これだけ集まるといいなあと思ったことがありました。村では、その三者共催講演会の、もし来年のときの、同じ講演があるようでありまして、どのように集める工夫をされるかお伺いします。

○教育長 　ご指摘のとおり、今回は、昨年度聞かれた方たちから「ぜひ、もっと多くの方に聞いてほしい。」という声がありまして、その再講演であります。昨年度の内容の概略をチラシで伝えたり、また3校PTA連絡協議会を通じて参加者やPTA会員に口コミをお願いしていきたいと思っております。また、学級・学年懇談会においてPTAや先生方からも口頭で呼びかけてもらいます。

三者共催の3者とはPTAと社会福祉協議会、公民館のことです。この3者組織が力を合わせて子どもたちの健全育成に力をいただいているわけでありまして、それで、昨年度聞かれなかった方が1人でも多く聞いていただくために、それぞれの組織が参加目標人数を達成できるように取り組んでいただきます。

3者でない人は行ってはいけないのかなと思われてはいけないということですが、放送等で「どなたでも、ぜひご参加ください。」というふうに呼びかけていきたいと思っております。

○6番 　(柳生 仁) 　ただいまの3者は、よく聞いてみると村民全員が該当するように思えるんですけども、なかなか、その3者っていう言葉にちょっと違和感があるのかなっていうことから、つけ加えて、こういう組織なんで村民全員なんだよっていうような呼びかけが大事かと思っておりますので、ぜひとも、その呼びかけの工夫をぜひお願いして、あのすばらしい講演をもう一度聞きたいなあと思っておりますので、お願いいたします。

次に、ふるさと納税について2問、質問を行ってまいりますけども、ふるさと納税のこれからでございますけども、前段9番議員のほうからも質問がありましたので、大方お答えになっておると思っておりますけども、村では、いよいよふるさと納税に踏み切ったわけでありまして。しかしながら、先ほどの説明ありましたように、まだまだ試行錯誤の状態であり、住民の方たちから「商品が見えてこない。」などの意見があったわけでありまして。

J Aでは、飯島町の例では、品目が69点、そば打ち体験から高級な刺身までって

うことでありますけども、パンフレットでもって内容がよくわかってまいります。飯島町に確認したところ、窓口は役場地域創造課地域係がすべての窓口になっておるようでありまして。商品の安全性や確認の苦情など、どのようになっているかっていうことでございますが、その窓口ですべて受け持っておりますと、「これからの窓口はどのようにしていくか。」って伺ったところ、「これからも現在のよう形で行っていきたい。」ということでございます。

また、中川村では、この商品の中に民泊が入っており、現在、中学生から外国人の学生の民泊が受け入れており、ことしで3年目になっておりますけども、大分民泊をやる方たちもなれてきて、楽しくなってきたかなあと思っております。これが中川村のメニューに入っており、非常に楽しみかなあと思っておりますが、これからの交流センター立ち上げについては先ほど答弁ありましたけども、そこが窓口になるのかなあと思っております。また、その時期についても先ほどありましたけど、再度説明をお願いしますけども、そうした中で、パンフレットなどどうなっていくのか、また民泊でございますけども、ただ泊まるだけではちょっとおもしろくないのかなあ、中学生の修学旅行の民泊と違って、大人の民泊になりますと、プラス何か商品があるとおもしろいかなあ、それがそば打ち体験とか、みそづくりとか、地域散策とか、そんなメニューをプラス加えると、民泊と、また地域を知ってもらうことができるかと思っております。そういったことで、これからの流れを確認したいと思っております。

○振興課長 　ふるさと納税につきましては、今までも実施をしてきたところでありまして、納税のお礼としては一年分の広報と美しい村ハンドブックなどを送ってきたというところでございますが、いわゆる返礼品は送ってこなかったというところでありまして、これからは、これにプラスしまして農産物など中川村の魅力を納税のお礼としてお返しする新たな納税、ふるさと納税制度としてスタートを予定をしているところであります。

今後の窓口につきましては、先ほども少し触れましたけれども、納税の受け付けですとかPRですとか、村の全体のイメージを上げるブランディングっていうものは村のほうで行うことになってまいりますけれども、返礼品、農産物の返礼品等の取り扱いにつきましては、当面は振興課または営農センターで取りまとめるというような形になりますけれども、交流センターが設立されれば、ここが担うような形になるかと思われ

ます。

先ほども触れましたけれども、交流センターの動き出しにつきましては31年度を目指して検討を進めていくというところであります。

返礼品につきましては、中川村の魅力を伝えるというコンセプトのもとに、中川村産にこだわった、今のところでありまして、リンゴ、洋梨、干し柿、野菜などの農産物ですとか、加工品もたくさんありますので農産物の加工品、できれば日本酒などを予定しております。

また、中川村の魅力を伝えるということで、やはり来ていただくということも非常に重要でございますので、体験メニューとしましてイチゴ狩りですとかリンゴの木の

オーナー、先ほど触れていただきましたけれども農家民宿の利用権ですとか望岳荘への宿泊券などを予定をしているところでもあります。農家民泊の宿泊とともに体験メニューといったようなご提案もいただきました。これにつきましては、またご協力いただけるような農家の皆さんのお声も聞きながら、対応できるというようなことがありましたら、そんなようなところも加えていきたいなあというふうに思っております。

農産物の関係とかにつきましては、ことしの初年度につきましては、なかなかすべての農家のほうにお声がけは難しいというふうに考えておりますので、農業経営者会議の方ですとか、事前にアンケートを行ったときに協力をしていただけるよと答えをいただいた方が何人かいらっしゃいますので、その皆さんに6月中には打ち合わせの機会を持つ予定でございます。

ことしは8月からを予定しておりますので、通年の農産物というものは取り扱っていくことはできませんけれども、来年以降、順次取り扱えるものについては順次増やしていく予定でございます。

ちょっとPRの部分については総務課長のほうにお譲りをいたします。

○総務課長

PRの関係であります、一般的な、いわゆるふるさと納税サイトのようなものは使わずに独自の展開をしていくということにしておりまして、申し込みについても、そういったサイトはつくりますが、ちょっとほかのところとは一線を画した形、中川村はちょっと違いますよという感を出していきたいというふうに思っております。

パンフレットについては、現在、案を用意しております、ただ、なかなか紙の媒体というのは使いにくいといえますか、出ていかないと効果がないということがありまして、使いづらさはありますけれども、最初ですので、1回はできるだけきれいなものをつくり、あとはそこをうまく使いまわしていくようなことができたというところで、現在まだ検討をしておるという段階でございます。

○6 番

(柳生 仁) ふるさと納税は、中川村では特別高額なものもなかなか難しいのかなあと思っております。住民の方から「何か目標金額が小さいね。」って言われますけれども、私は、まずスタートはよかったのかなあ、いいのかなあと思っておりますけれども、私の期待しておるところは、都市と農村の交流が進んで中川村を知ってもらうことが、ふるさと納税プラスもう少し大きなつながりができてくることによって村の農産物とか交流とか増えることによって中川村の収入が増えてくるのかなあと、こんな期待をしておるわけでありまして、村では、ふるさと納税は納税が目的、納税だけが目的なのか、村の知名度アップも大いに考えておるのか、ちょっとそのところ、再度お願いします。

○振興課長

先ほど村長の答弁にもありましたとおり、このふるさと納税につきましては、企画委員会のほうで検討をして、さらに若い職員も含めたプロジェクト会議というところで内容について検討してきたところでもあります。やはり、検討の中で村の魅力をアップする、魅力を発信していく、村に来てもらう、村のブランド力を上げるといったところで検討しました。検討の中で、先ほど村長も申しましたとおり、大分議論が、いろいろな意見があったりしたところでもありますけれども、まずは村を知ってもらう、

村に来てもらう、そういうところをコンセプトに始めていこうというところでもあります。その中で、通常のカatalogサイトではないところから村の独自のこだわった方法でやっていきたいというところで、初年度については少額ではありますが取り組みのほうをスタートしていきたいということで進めている状況でございます。

○6 番

(柳生 仁) 非常に楽しみです。

今、都会では結構中川村ファンっていう方がいらっしゃって、つい最近ですけども、自分のところへも農産物を送っていただきたいっていう小さいレストランの方がおりまして、お米ですけども、少量をロコミで送ったところ、非常においしいっていうことで、だから、これからのふるさと納税、非常に期待できると思いますし、自分のところにつくっている野菜なんかもこれから送ってもらいたいっていうような、それで、そのお店では「中川村の農産物でお店やっていきたい。」と、そんなことも言ってきておりまして、非常に今後このふるさと納税っていうのは期待されるかと思っておりますので、ぜひとも村としても力を入れてやっていただきたいし、また、必ず出てくるであろうトラブル、このことはきちんとしていただきたいけど、その部分についてどのように考えておられますか。

○振興課長

トラブルなりクレームがないというのが一番かというふうに思っております。そのためにも一つ一つ農産物も確認しながら納税していただいた方にお届けするというところで、生産者の顔も見えるような形で進めていきたいというふうに思っております。そういう予定でありますので、クレームのないようにはしたいと思っておりますけれども、仮にそのようなクレームがあったときは、丁寧に対応しながら、村の信用を落とさないような対応をしていきたいというふうに考えております。

○6 番

(柳生 仁) ぜひともそうしていただきたいわけですけど、以前にたじまファームでもリング送っておって、必ず店長が確認して、商品を、それで送っておりました。やっぱり、そのくらいの手を加えないと、ただ農家任せ、誰か任せでは、やっぱりトラブルがあるかなと思いますので、そういった慎重に1品1品がクレームにならないような対応をぜひお願いしたいと思っております。

それでは、3問目の生活保護について質問してまいります。

中川村では、この生活保護についてのトラブルというのはほとんどないと思っておりますけれども、確認していきますけれども、中川村における生活保護者に対する対応はどのようになっているかでございますけれども、私は、自分で毎月取り寄せている情報誌で全国の生活保護が必要な方たちについての情報がありました。中川村の現状を確認します。

日本における貧困は拡大を続けており、生活保護制度の重要性は社会的にも増してきております。

小田原市のジャンパー事件、皆さん方もテレビで見たことあったかと思っておりますけれども、生活保護者に対する市の職員の対応の悪さがあったかと思っております。

生活保護行政の現場では、矛盾が蓄積されて、利用者に対する人権侵害が横行している状況があります。

2012年時点でもって全国の貧因は2,973万人と言われております。割合では23.3%となっておりますけれども、その捕捉率でございますけれども、何と15.3～18%しか生活保護が見てもらえていないと、こんなようになっております。

実際に村でも生活保護が必要な方に適正に行われているかが問われるところでございますけれども、1回窓口へ来て「捕捉率どうですか。」って尋ねたところ、担当者は「わかりません。」とお答えいただきましたので、きょう質問しております。

村では、福祉事務所で査定が行われまして、2週間～30日以内にその申請した方に通知が来るわけでございますけれども、この情報誌によりますと、市の場合なんかは非常に厳しくて、なかなか認定されないというふうにあります。

一部報道では生活保護者の不正受給が報道されたことがあります。その不正受給ってというのは、生活保護をもらおうとすぐ遊興に走ったとか、そんな報道があつて、私もそれを見たときには「これはよくないなあ。生活保護って一体なんだな。」と思っておりました。しかし、この情報誌だと、その方たちは全体の0.4%ほどなんで、報道だけを真に受けるとちょっと勘違いするかなあと思っております。

海外の事例を見てみますと、捕捉率がドイツでは64.6%、フランスでは91.6%、イギリスでは47～90%、スウェーデンでは82%となっております、これから見て日本の生活保護が必要な方に適正に支払われているかどうかちょっと問われるわけでありまして、中川村では生活保護が必要な方に対して捕捉率はどのくらいか伺います。

○保健福祉課長 6番議員さん詳しくお知りですので、再度、繰り返になってしまうかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

村の非保護世帯についてですが、平成26年度末が4世帯の11人、それから平成27年度末が6世帯13人、それから28年度末が4世帯10人、そして現在は3世帯8人となっております。世帯は、死亡とか所得の増減によって変わってきます。

生活保護を利用される方は、当課と中川村を所管する上伊那福祉事務所が相談窓口となっております、具体的には、生活保護の相談・申請窓口は上伊那福祉事務所の生活保護担当です。福祉事務所で毎月、所得の確認を行いながら月ごとの支出額の決定を行っています。必要な方に適正な対応がなされるように福祉事務所などで所得などの把握を行いながら、さらに病院とか児童を預かる学校関係、それから保健師の巡回、それから地域を所管する民生児童委員の皆さんのご協力も得ながら生活困窮者の把握に努めていきたいと思っております。

いずれにしても保護を受給する必要がある方が保護を受けられないことはあってはならないことでして、適正受給に努めていきたいと思っております。

今おっしゃいました捕捉率ということですが、なかなかこの捕捉率を算定するのが、いろいろな統計がありまして、複雑になっていまして、実際、中川村が捕捉率幾らとか、ほかの市町村もそうですが、幾らというような数字は出ておりません。

外国でいくと80%以上となっておりますが、日本の場合は20%以下です。いろいろな原因があるとは思いますが、制度が正確に認識されていないとか、間違った説明を

してしまうといった、そういった理由が挙げられると思いますが、中川村としては、そういったことは起こさないように適正受給に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番 (柳生 仁) 生活保護を必要とする方に100%手当ができればいいわけですが、なかなか難しい部分がありますが、捕捉率については把握できないってことになりまして、生活保護を必要とする方の把握ができていないって解釈でいいですか。

○保健福祉課長 生活保護を必要ということは、一番確実なのは、申請があつて受給の対応をとるのが一番自然だと思います。ただ、実際こちらから、本人が生活保護を受けられる状況にありながら、こちらからその方を探すということになりますので、そうした場合は、相手の所得を調べるとか、そういった個人の内面まで入っていくってことが必ず必要になりますので、そうした場合に、そこまでこちらで入っていけるのかどうかというところが、ちょっと難しいところになって、プライバシーの関係もありますので、そういったこともありながら、とにかく、そういった状況があつたらすぐ取りかかるようにしていきたいと思っております。

○6番 (柳生 仁) さっきのこのことは非常に大きなプライバシーなので、無理やり生活保護を受けなさいってことじゃなくて、ごく自然の中で、困っているっていう方が来れば、そのことを対応してあげるってことだと思いますので、ただいまの説明ですと、中川村はほぼ適正にできているように聞こえてまいりましたので、安心をしていいのかわかりませんが、まず安心かなと思っております。

それでは、最後のことがまとまりましたので、安心して一般質問を終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時20分 散会]